

令和 7 年度エイジフレンドリー補助金 (総合対策コース) について

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課

中央産業安全専門官 澤田京樹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明内容の要約

- 高年齢労働者の労働災害防止のための「エイジフレンドリー補助金」において、中小企業が専門家（労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント）による高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントを受け、作業環境の改善等を行う場合に補助金を交付する取組を令和7年度から開始
- エイジフレンドリー補助金の趣旨及び専門家に期待することをご説明

エイジフレンドリー補助金とは

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジフレンドリー補助金とは

- 高年齢労働者の労働災害防止のための補助金（令和 2 年度創設）
- 中小企業事業者による「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組を支援する補助金
 - 申請に基づき、中小企業事業者（労働者の雇用主）に交付（審査あり）
 - 補助率は内容によって 1 / 2 ～ 4 / 5、上限は30万円～100万円
- 予算規模：7.6億円（令和 7 年度）
- 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第 1 項第 3 号）

【参考】 補助金

➤ 補助金とは

◎補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2～7（略）

（補助金の定義）

一般には「補助金とは、国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。」とされている。

➤ 補助金、助成金

高年齢労働者をめぐる状況と行政施策

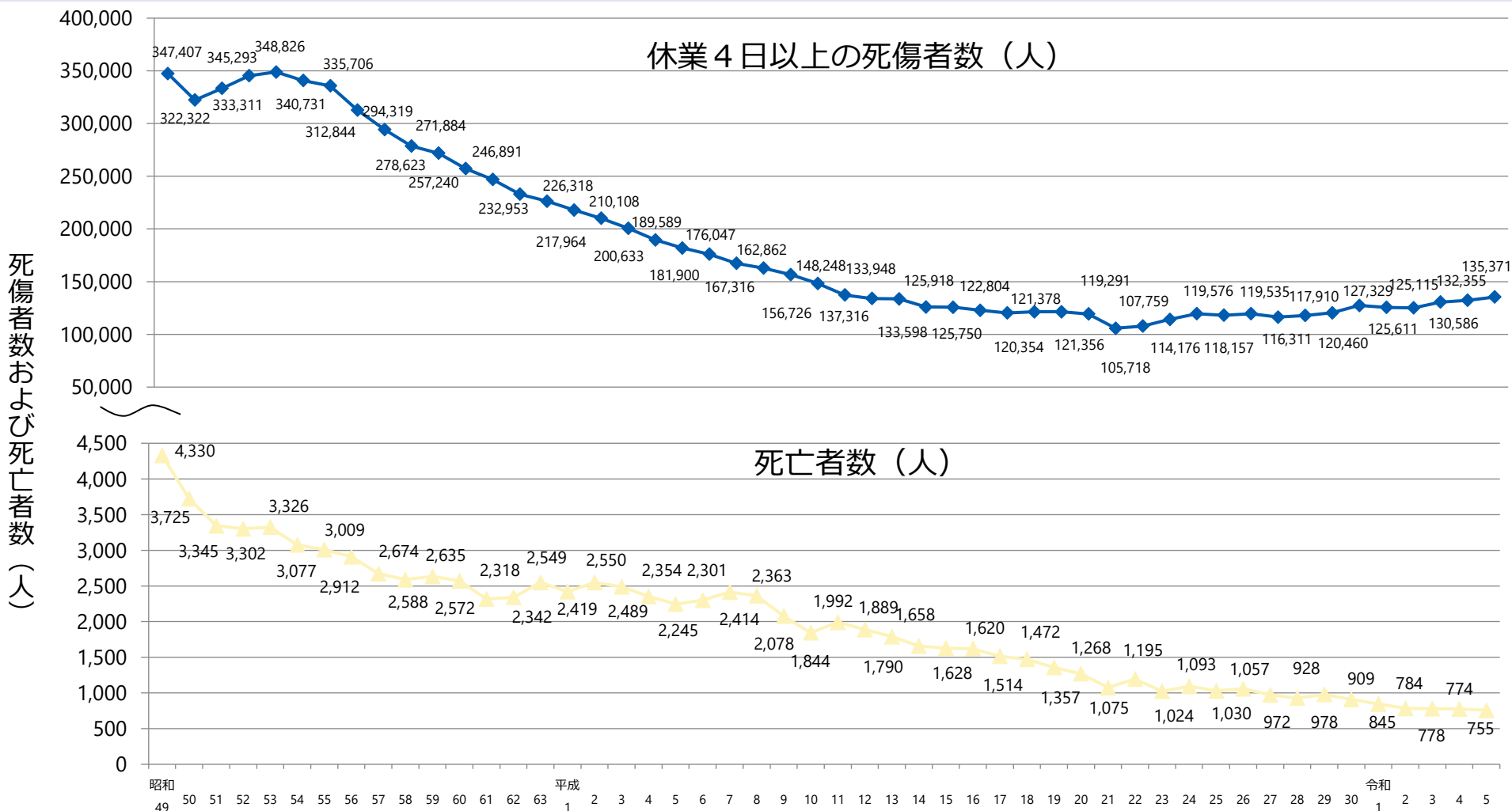
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。

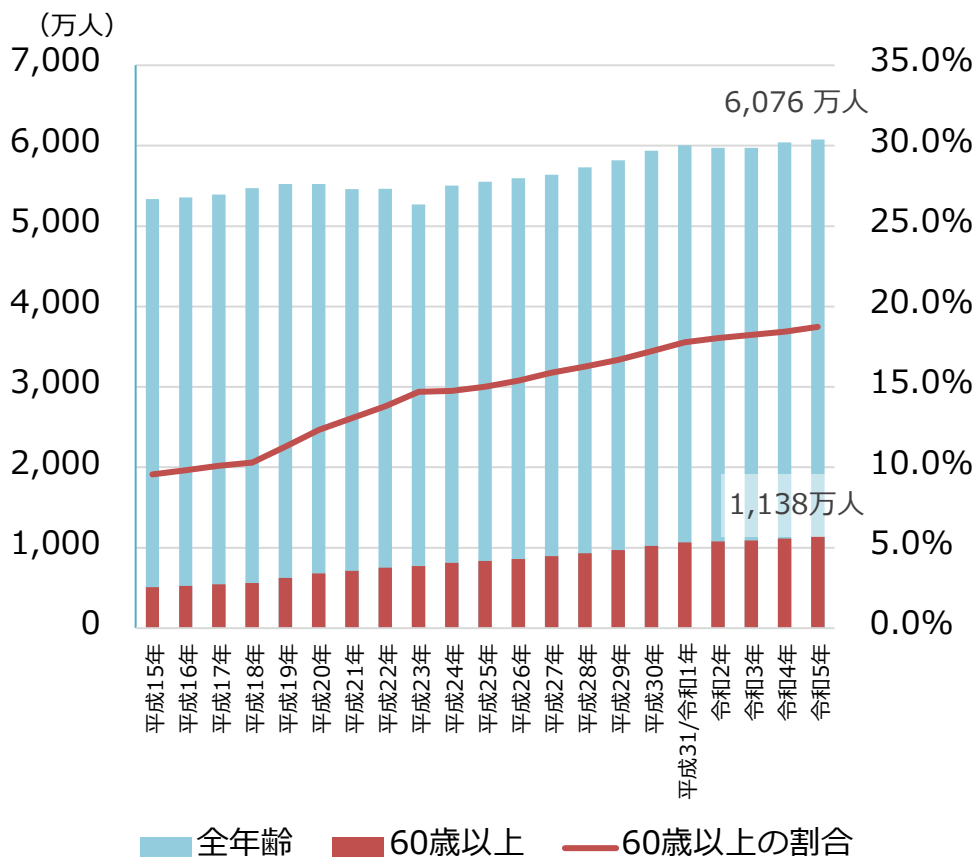


出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

高齢者の就労と被災状況

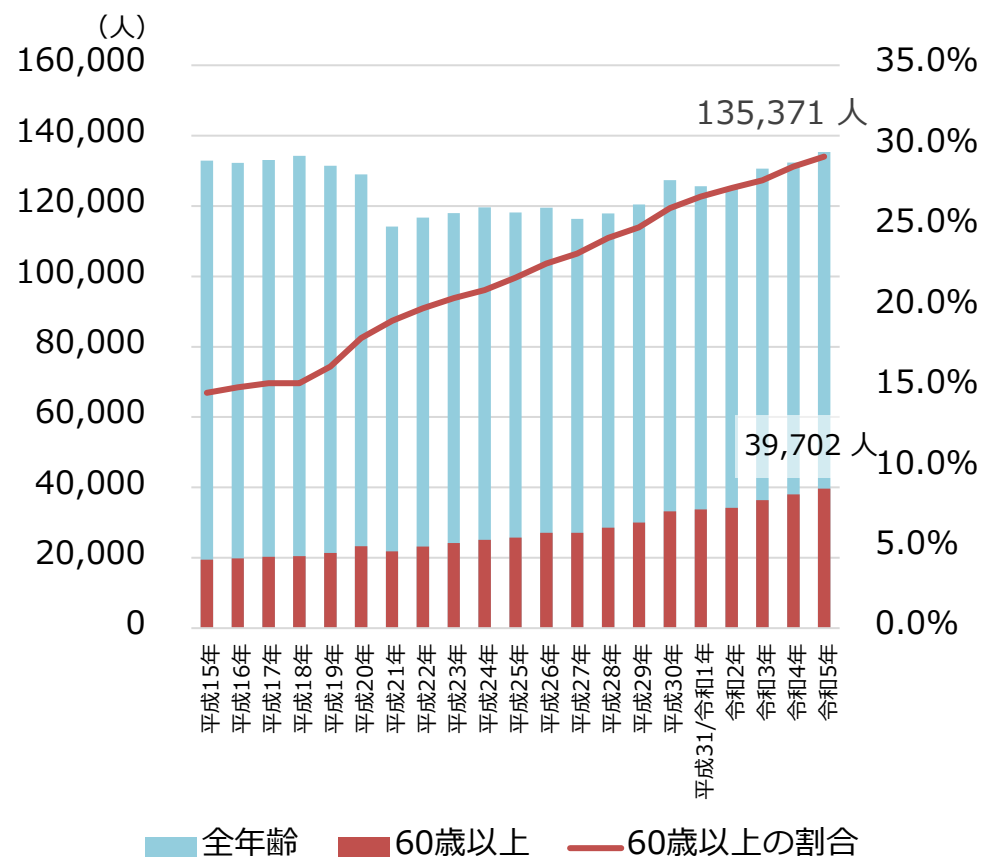
雇用者

全年齢に占める60歳以上の割合



労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

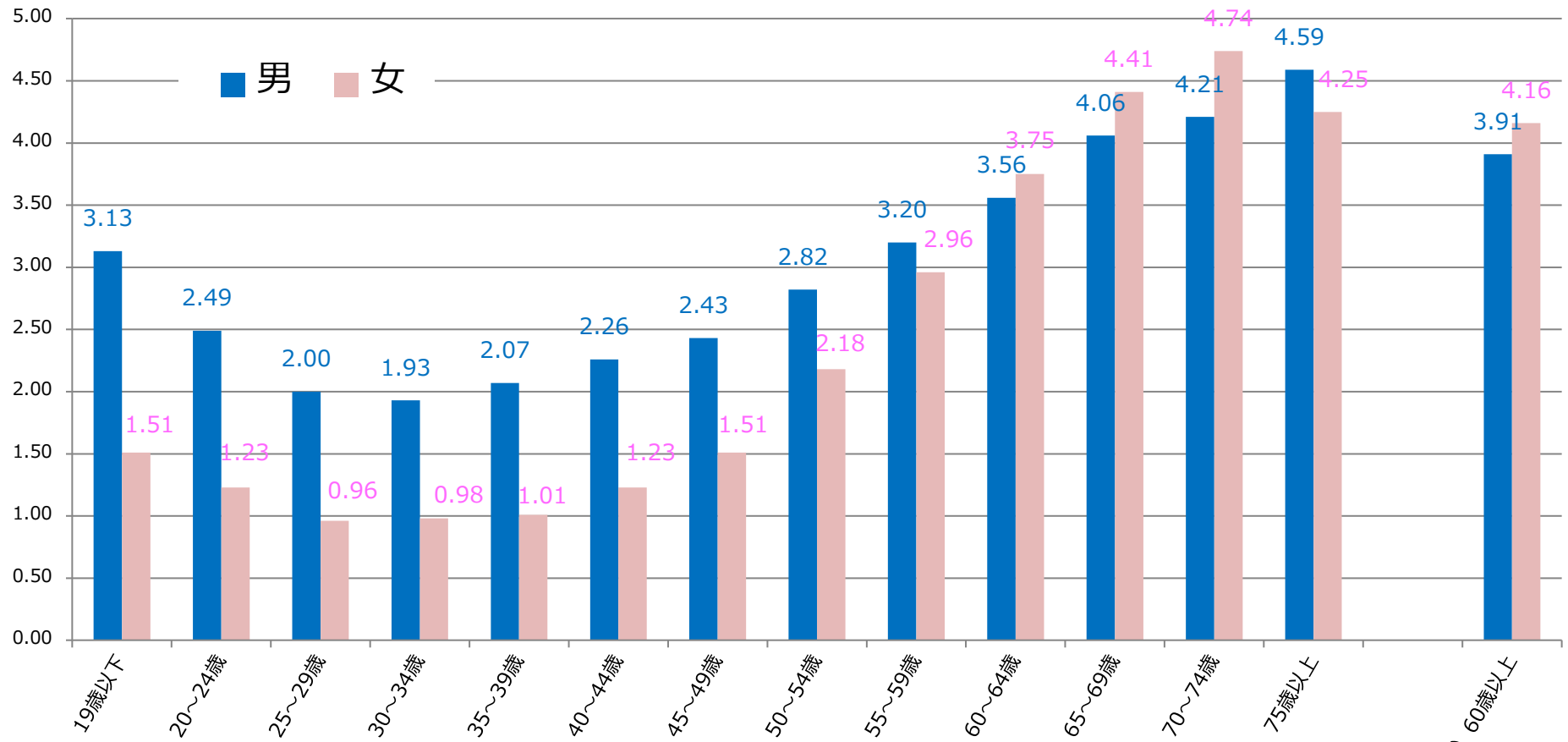
データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%(令和5年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上¹の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%(同)

年齢層別労働災害発生率（死傷年千人率）

- ・ 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている。
- ・ 60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

年齢別・男女別 千人率（令和5年）



※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

(参考)

高年齢労働者の労働災害発生率の高さの要因



出典 「斉藤 一、向老者の機能の特性—停年制問題を背景に考えて—労働の科学 1967」

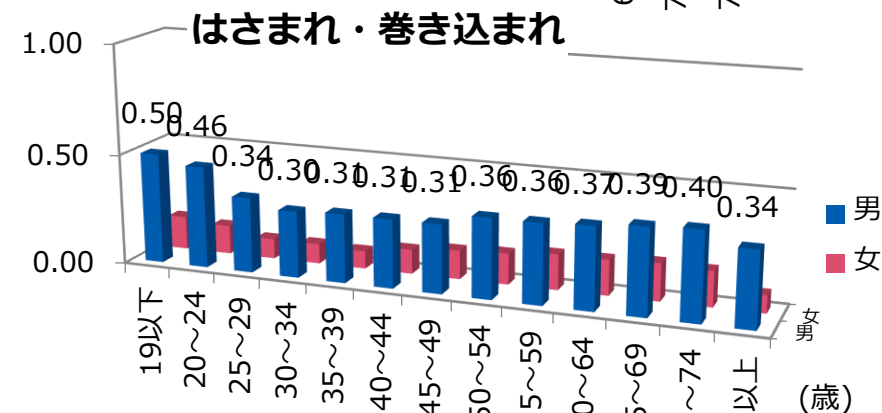
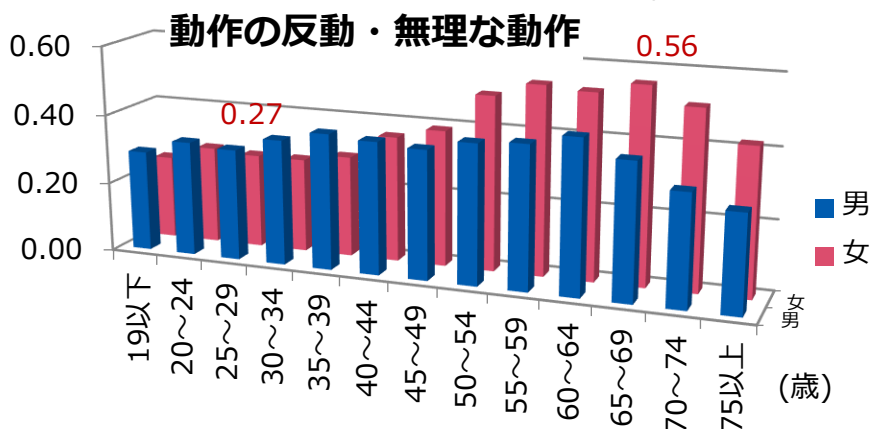
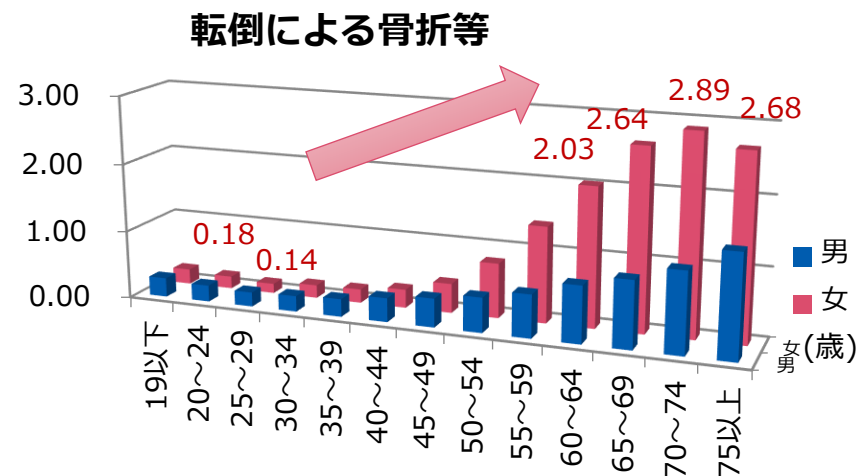
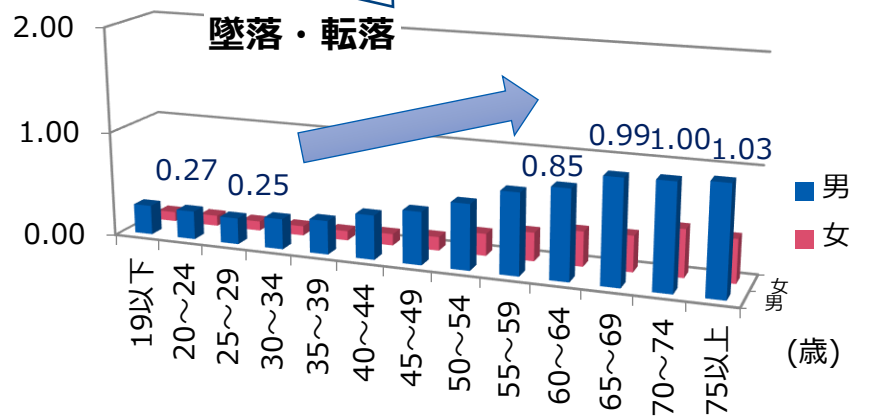
年齢別・男女別の傾向（事故の型別の発生率）

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率（千人率）が大きく異なる。

事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率（令和5年）

男性の場合、60歳以上（平均0.93）は
20代平均（0.26）の約3.6倍

女性の場合、60歳以上（平均2.41）は
20代（平均0.16）の約15.1倍



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

労働災害の事例①

不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた



ステップで足を踏み外し、落下



右足を床面に強打し、捻挫（休業見込期間は1か月）



被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

労働災害の事例②

工場の作業場で水をまいて清掃していた



濡れた床で足をすべらせ、転倒



右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因》

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。身体機能（骨密度・体幹等）の低下も一因と推察される。

労働災害の事例③

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く



床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒



右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



被災者情報

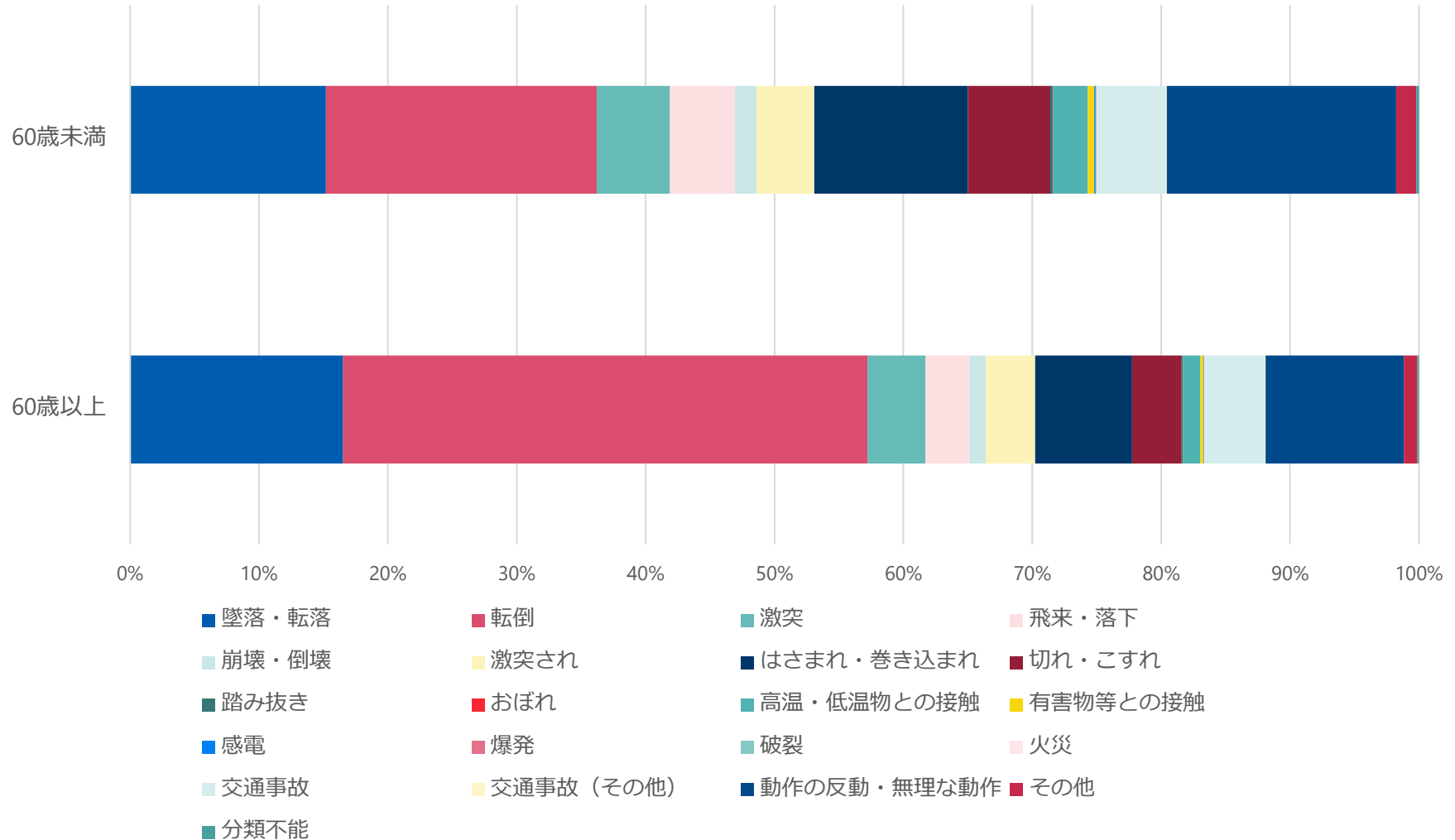
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

《労働災害の発生要因》

身体機能（骨密度・体幹等）の低下。

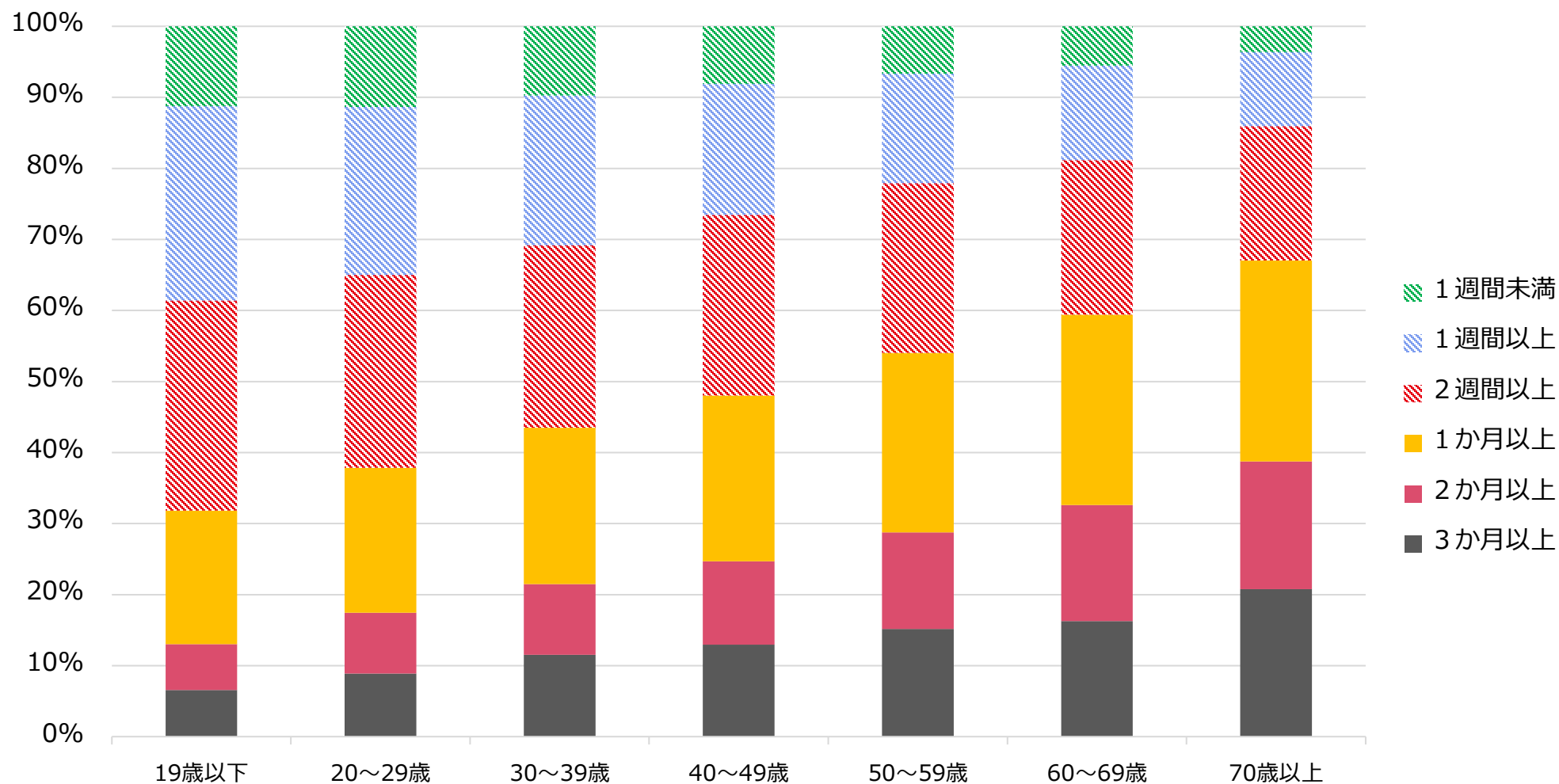
年代別の傾向（事故の型別割合）

休業4日以上の死傷災害の事故の型（割合）（令和4年）



【参考】年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

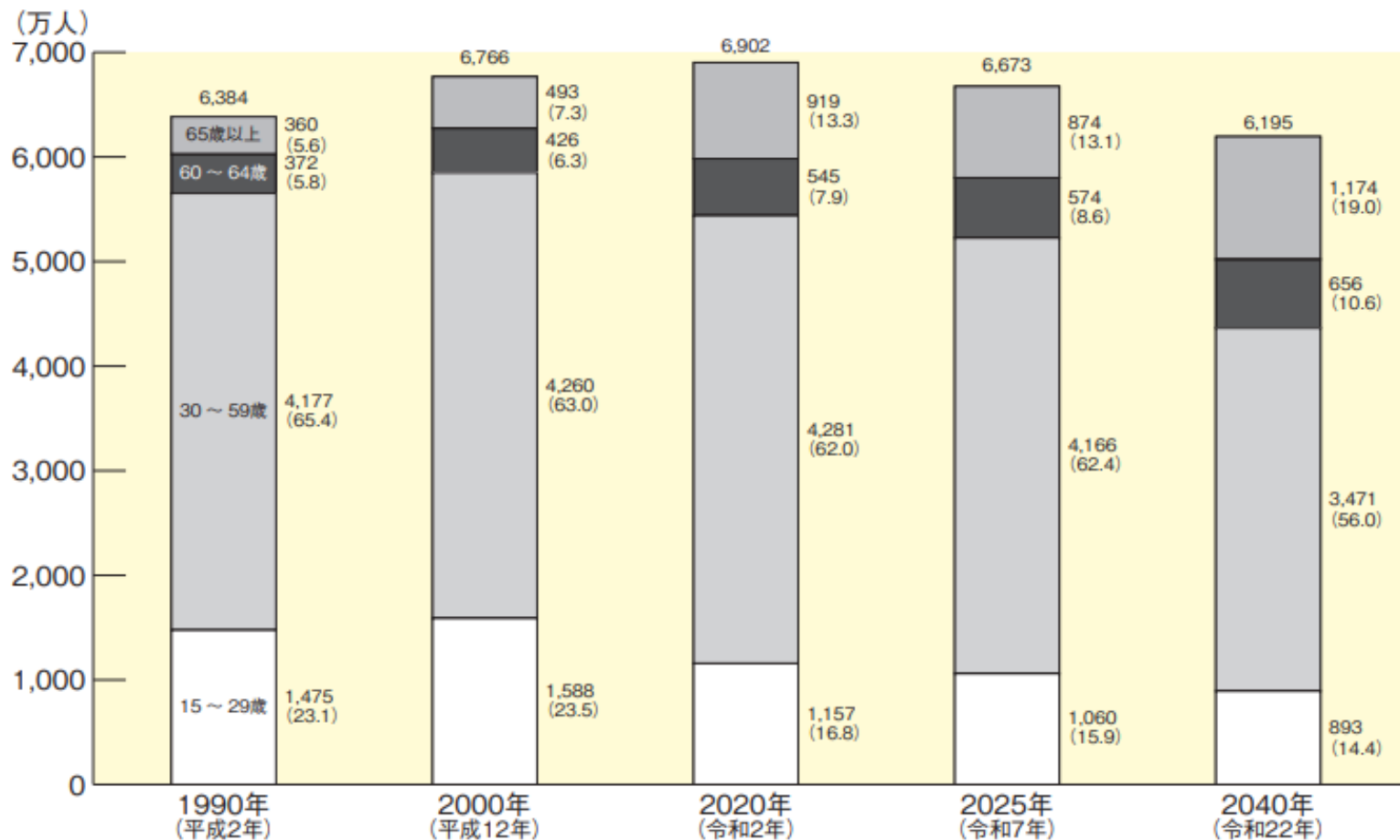


データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

【参考】労働力人口の推移



資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は（独）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計—労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計—」。

（注）1. （ ）内は構成比

2. 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。

3. 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース（各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ）。

4. 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのでご留意されたい。

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少



事業者に取り組んでももらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 * 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（体力チェック等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

別紙

(解説の前に、21ページご参照)

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- 体力の状況の把握
事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

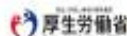
- 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- 高齢労働者、管理監督者等に対する教育
労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

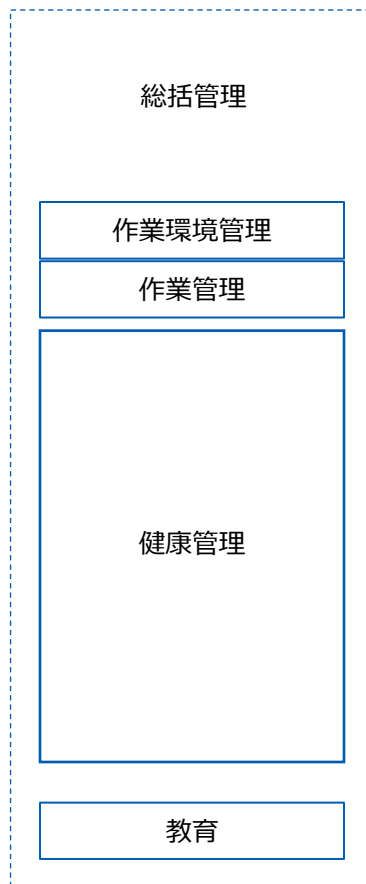
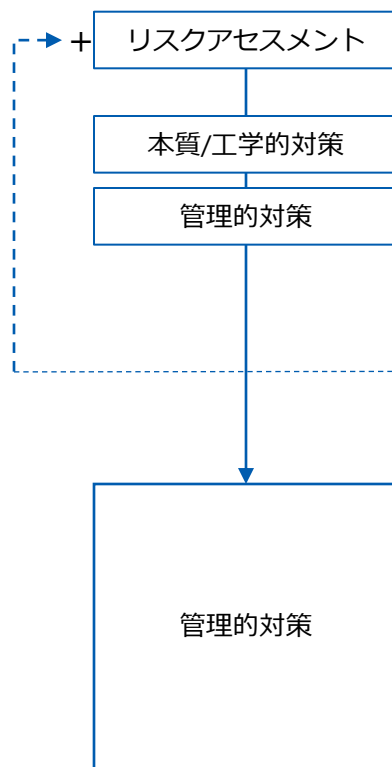
エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)



直近の状況（労働政策審議会資料を一部改編）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める 65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は 2040 年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は 20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあつて、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

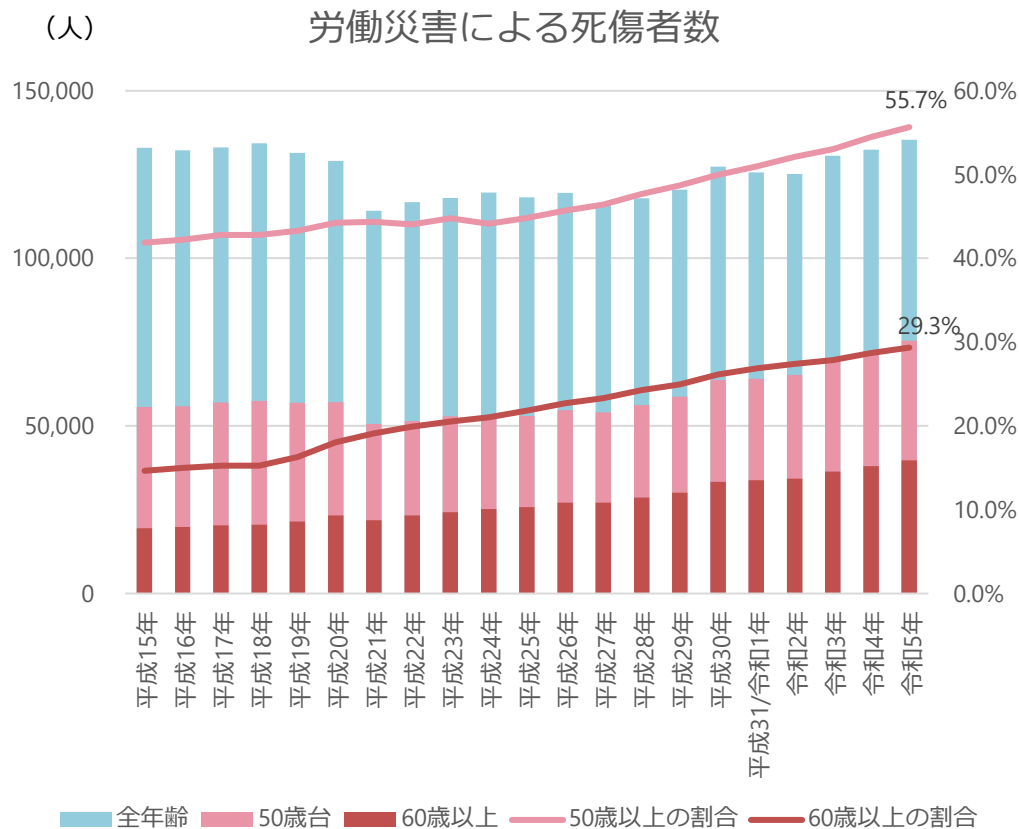
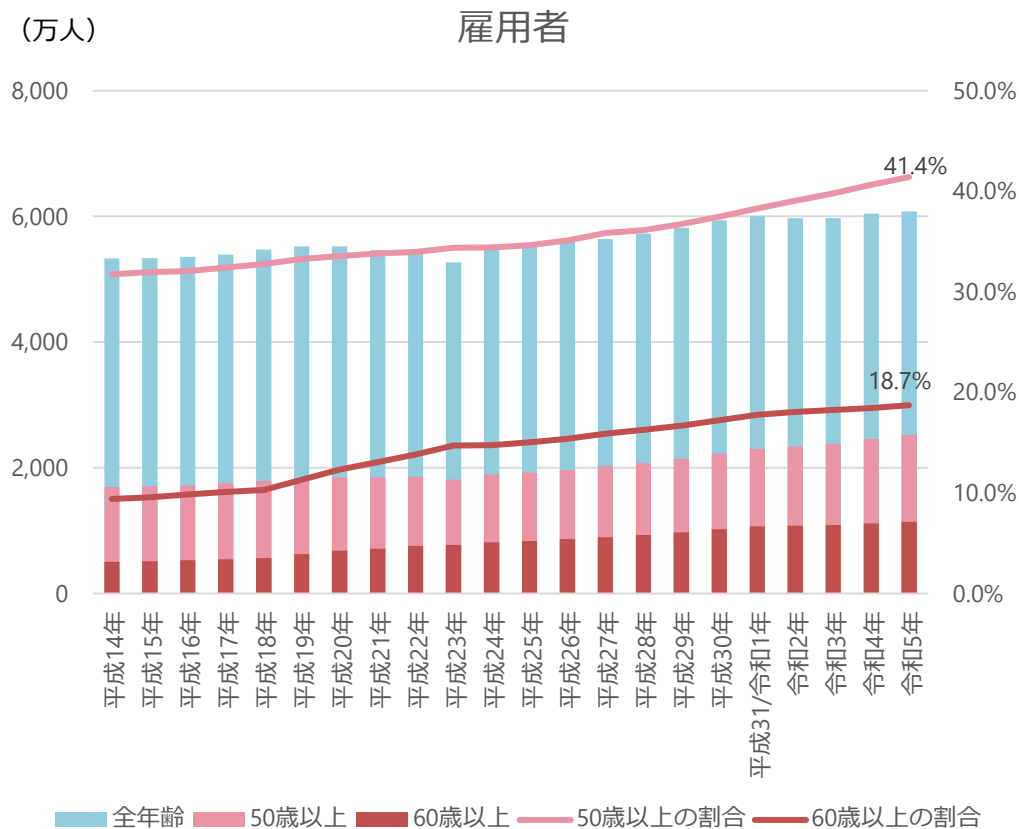
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

年齢別の労働者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、**雇用者全体に占める50歳以上の労働者の割合は41.4%、60歳以上の労働者の割合は18.7%(令和5年)**となっている。また、死傷者数（休業4日以上）に占める50歳以上の労働者の割合は**55.7%(同)**、60歳以上の高齢者の割合は**29.3%(同)**となっている。

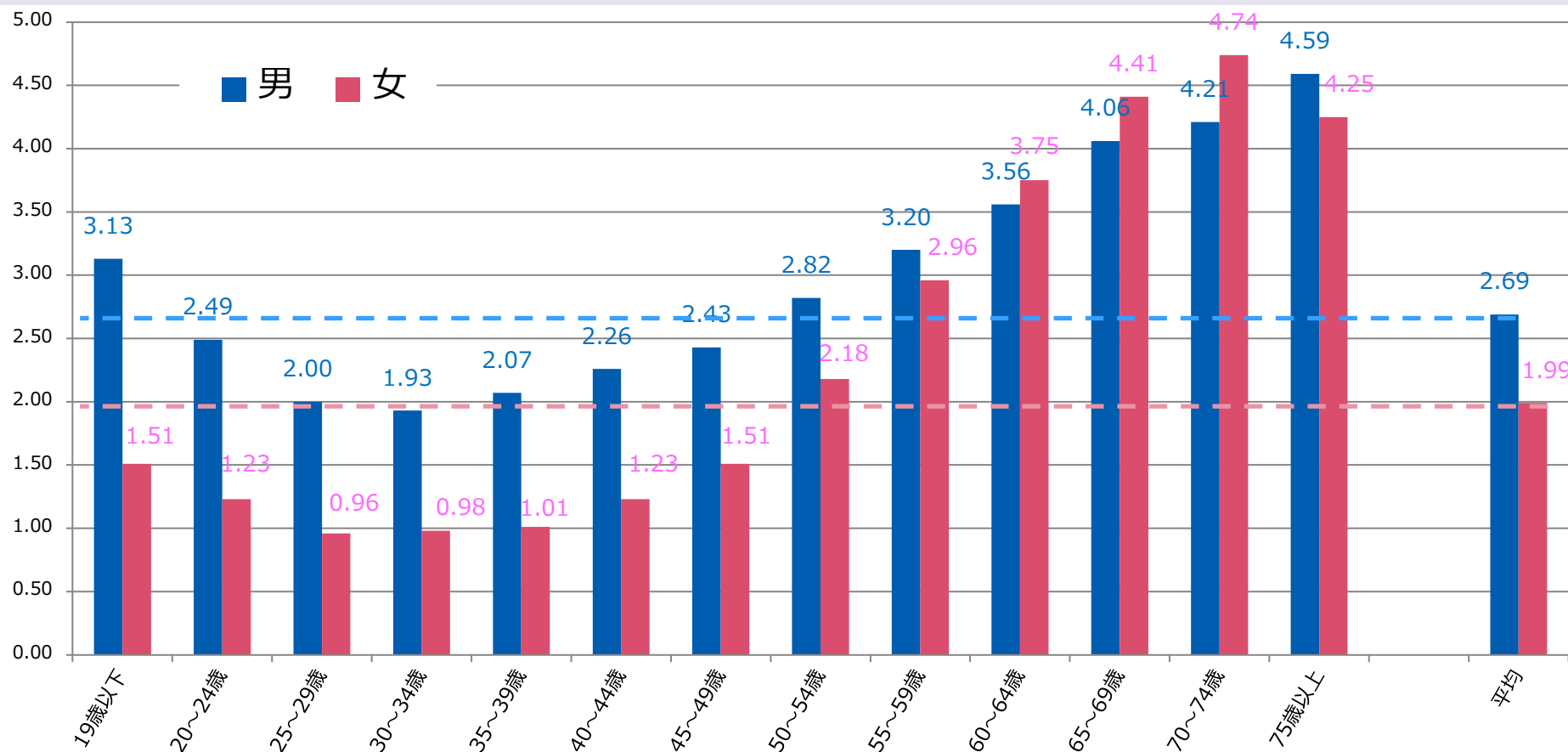


データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

他方で、高年齢労働者の労働災害の増加に歯止めがかかっていない。特に、**高年齢労働者の労働災害発生率が高い**。死傷千人率を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50歳を超えてくると全年齢平均の千人率を上回り、年齢が高くなることに応じ、千人率が大きく上昇していく傾向にある。



※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

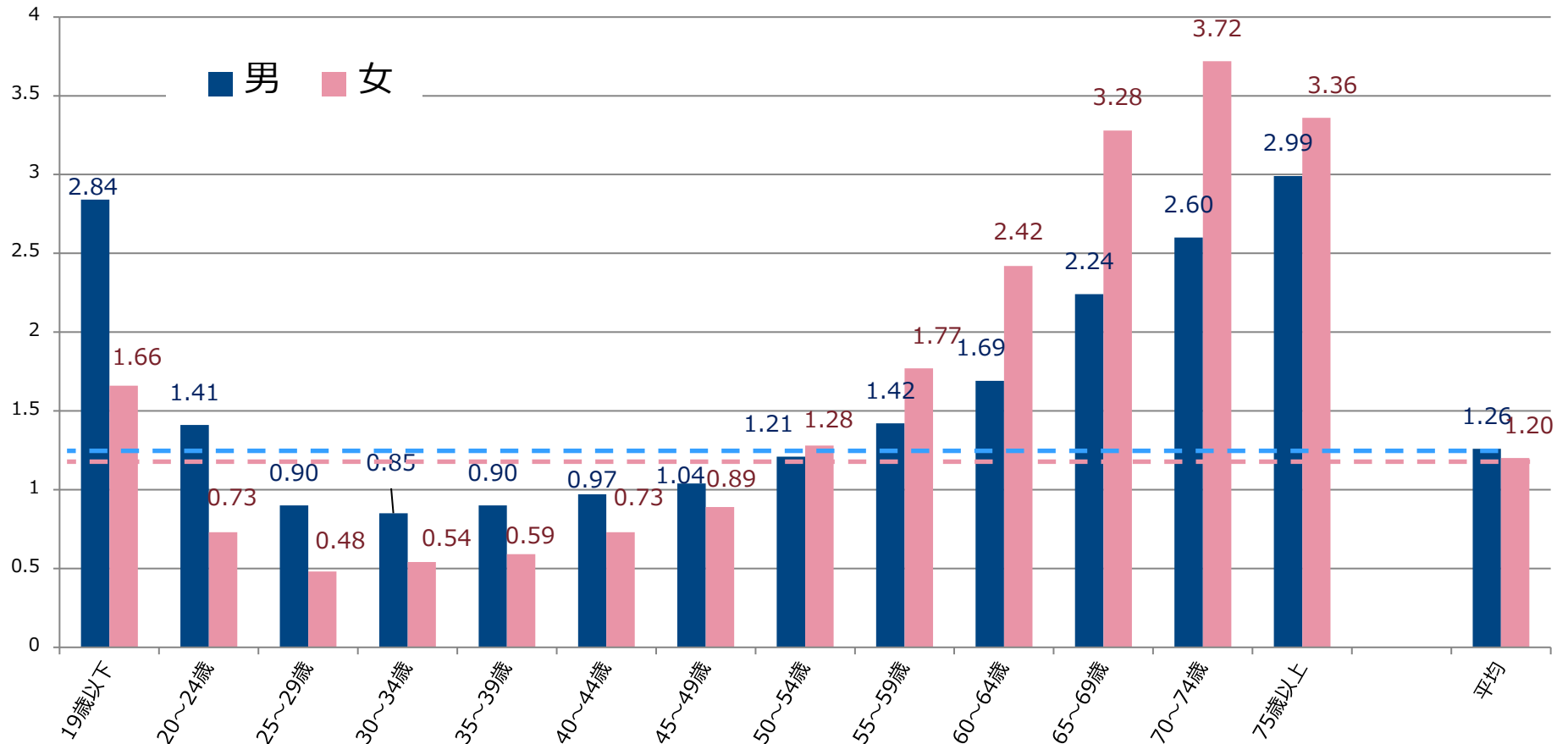
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷^度度数率）

休業4日以上の死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男女ともに、55歳以上で全年齢平均の度数率をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、顕著に上昇していく傾向がある。千人率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の労働時間が、60歳未満と比較して相対的に少ないことによるものである。



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

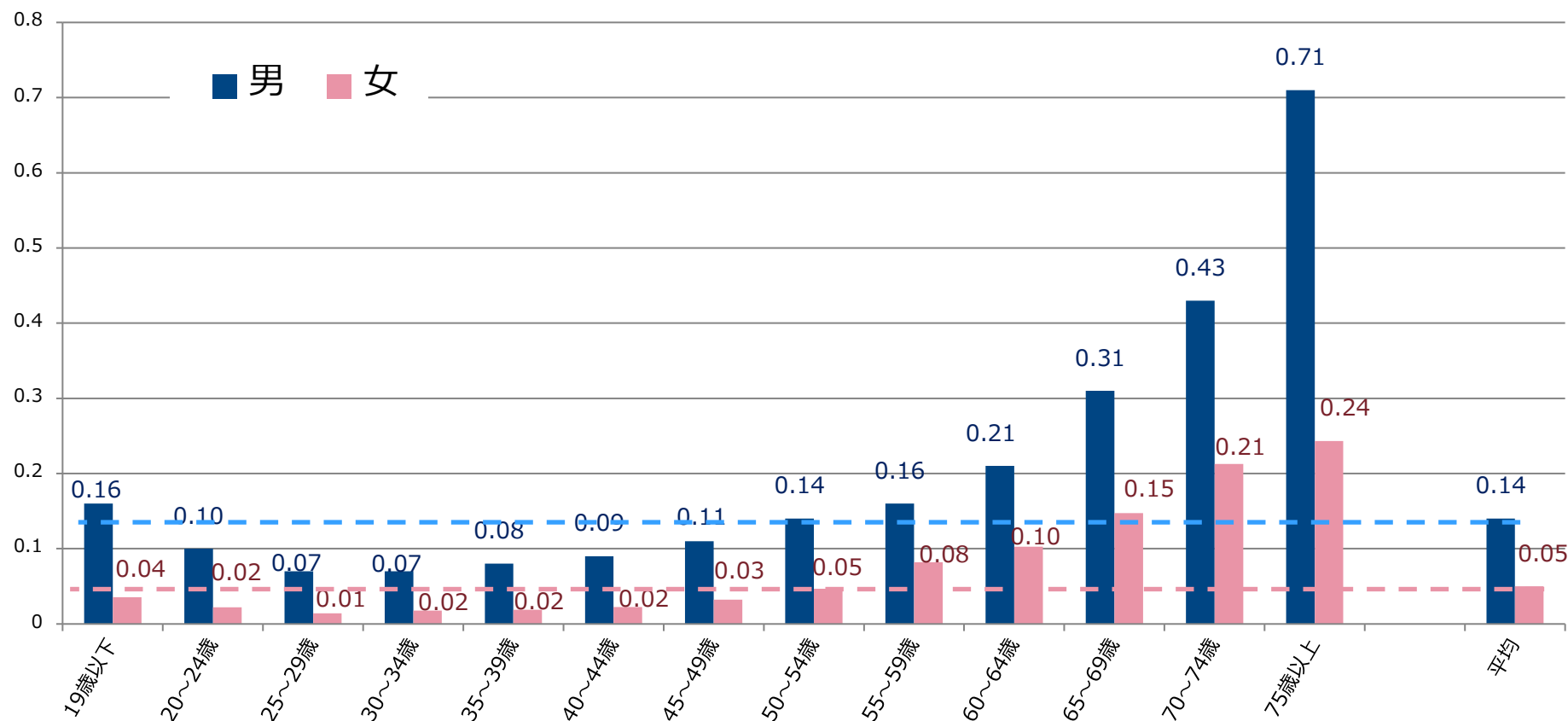
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和5年、休業4日以上) ※強度率に相当する数値

1,000延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業4日以上）は、男女ともに、55歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、（千人率・度数率と比較して）顕著に上昇していく傾向がある。また、19歳以下が千人率・度数率と比較して顕著に低い。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

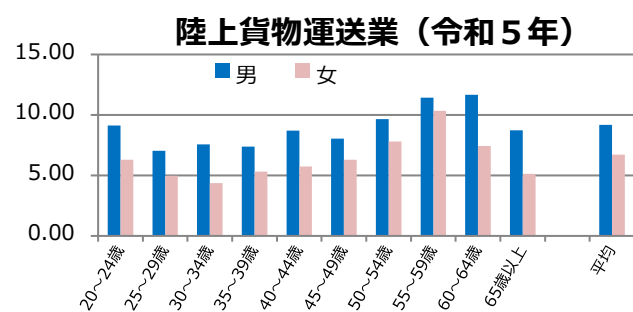
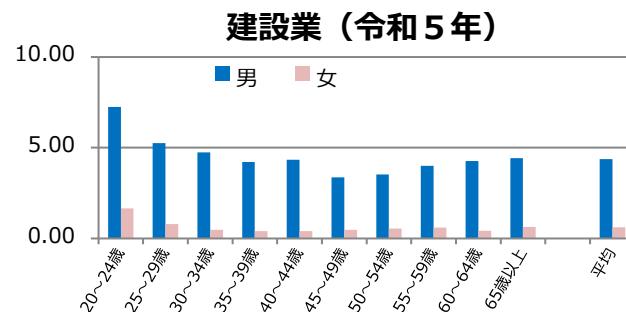
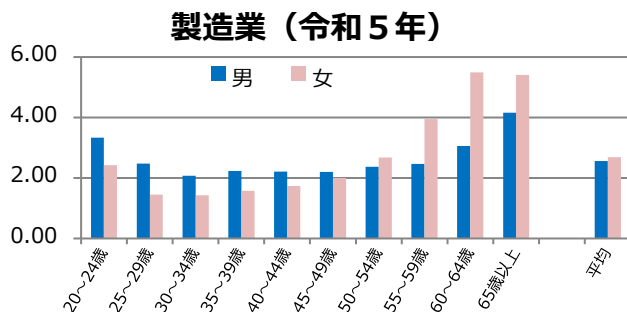
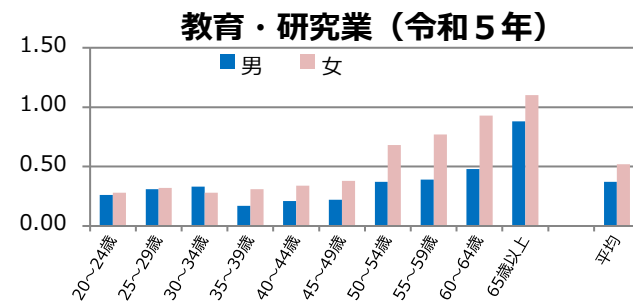
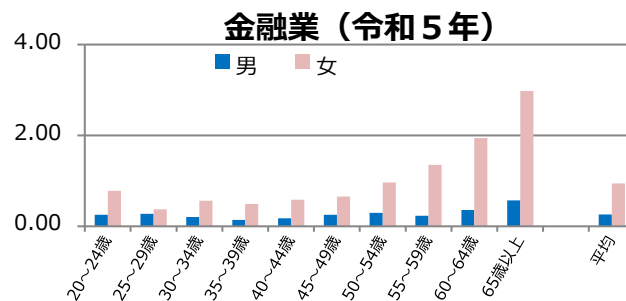
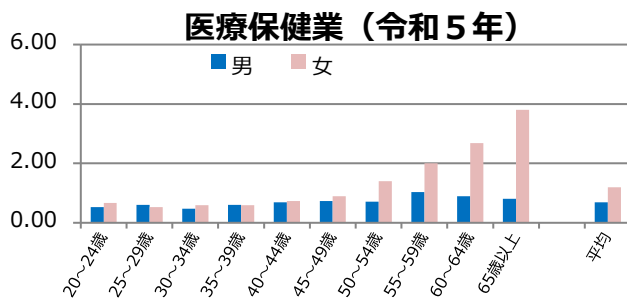
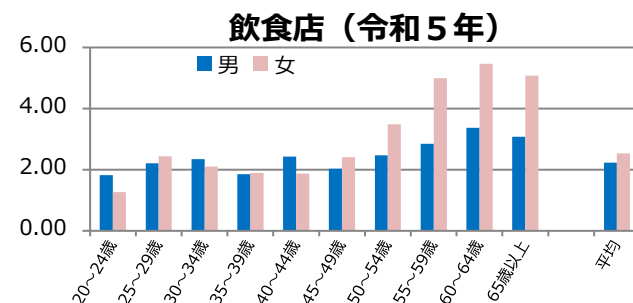
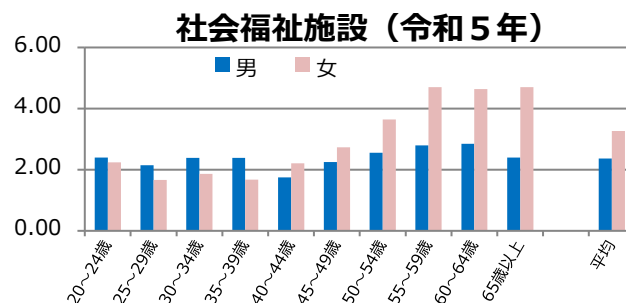
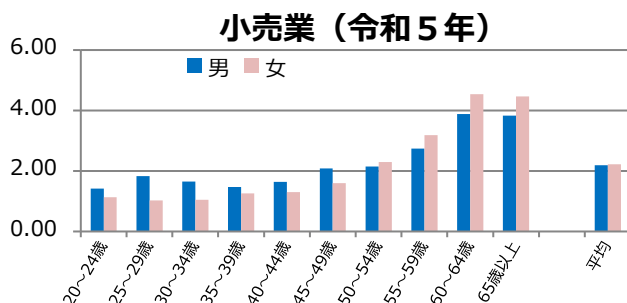
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

(主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

- 第三次産業においては、**業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向**を示している。男女比は、業種によって異なる。
- 製造業、建設業、陸上貨物運送事業においては、**業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、概ね同様の傾向**を示している。男女比は、業種によって異なる。



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

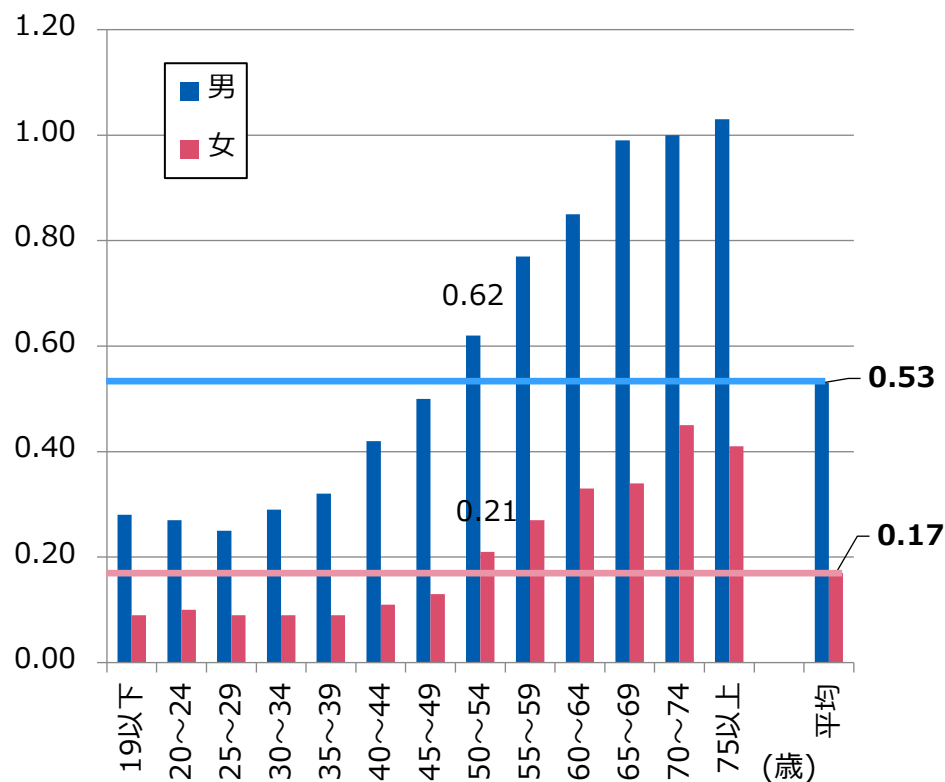
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

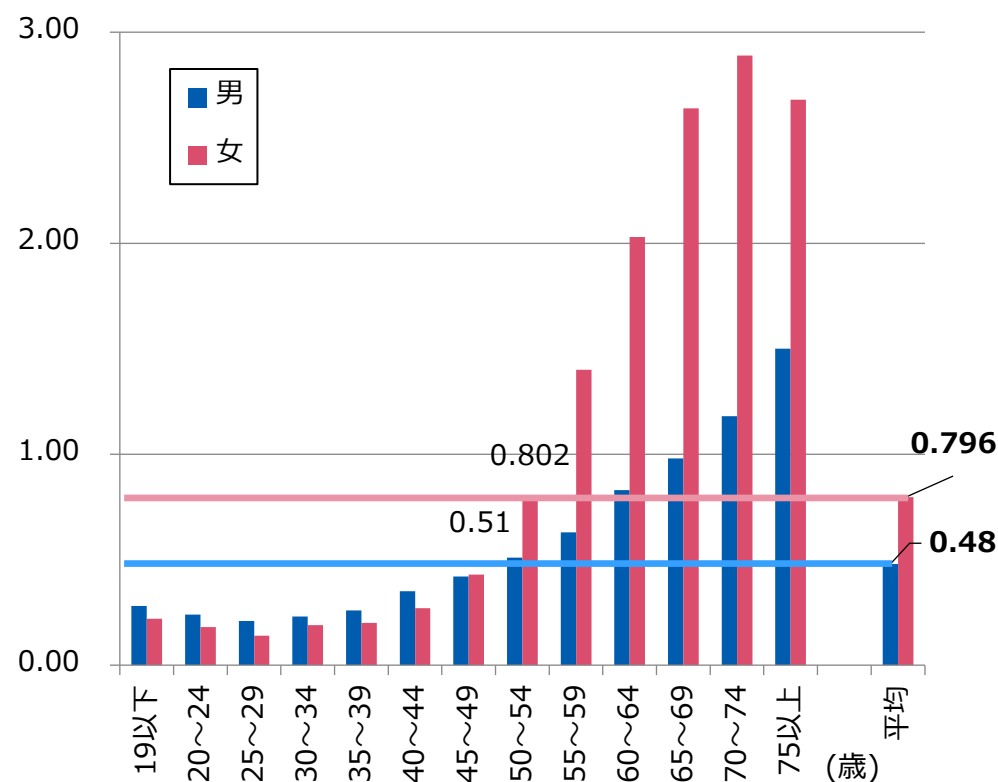
性別・年齢層別労働災害発生率（事故の型別、令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

高年齢層の千人率の大幅な上昇には、墜落・転落、転倒の千人率の上昇が大きく寄与している。

墜落・転落



転倒



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）



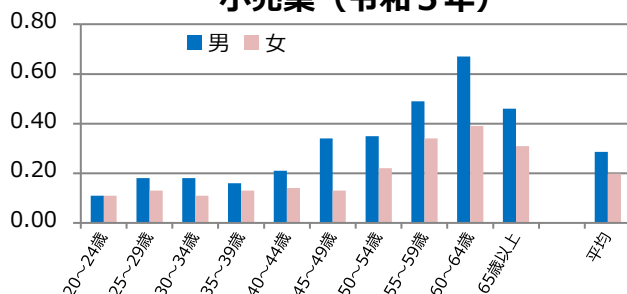
墜落・転落

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

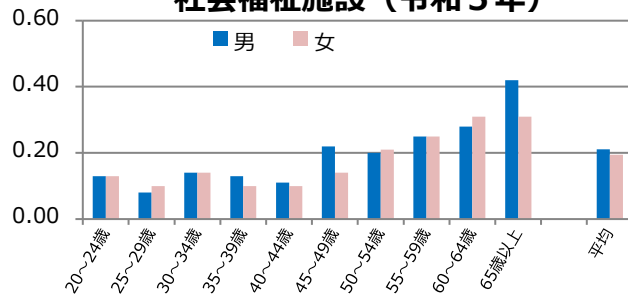
(主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

- 第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送業についてみると、業種によって墜落・転落災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。

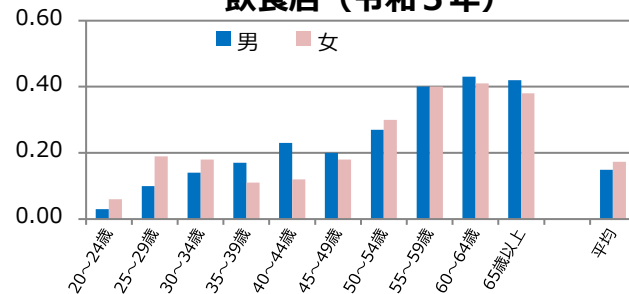
小売業（令和5年）



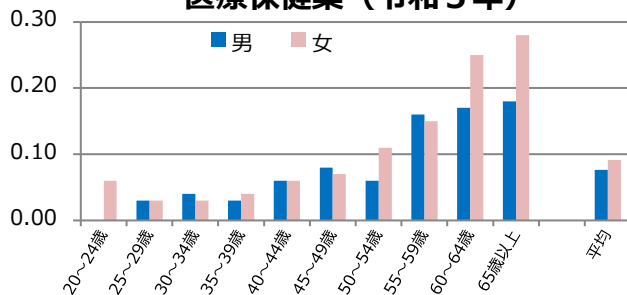
社会福祉施設（令和5年）



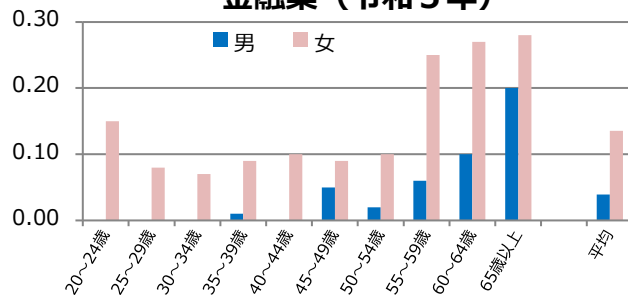
飲食店（令和5年）



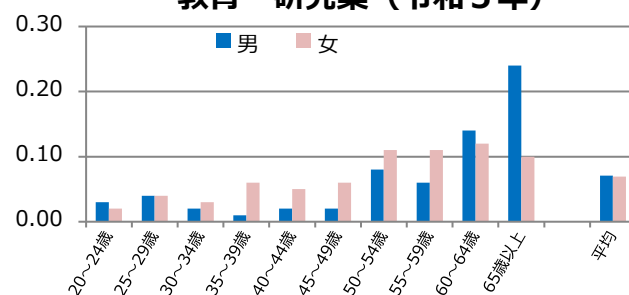
医療保健業（令和5年）



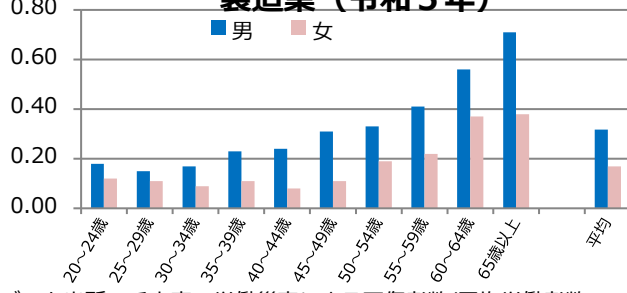
金融業（令和5年）



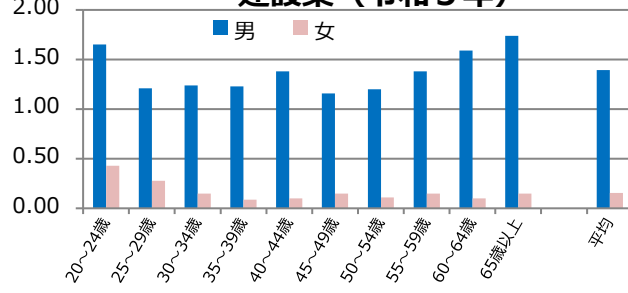
教育・研究業（令和5年）



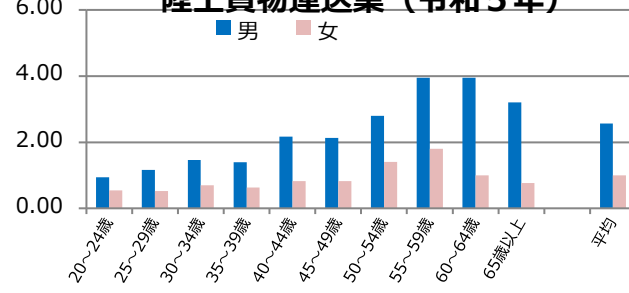
製造業（令和5年）



建設業（令和5年）



陸上貨物運送業（令和5年）



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）



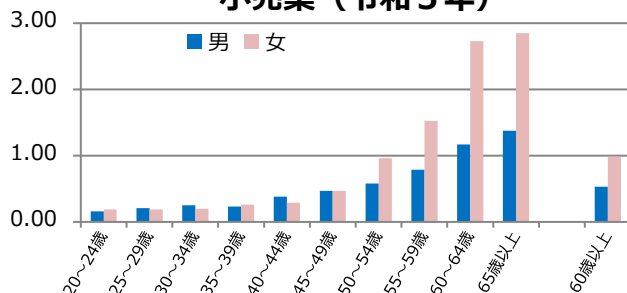
転倒

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

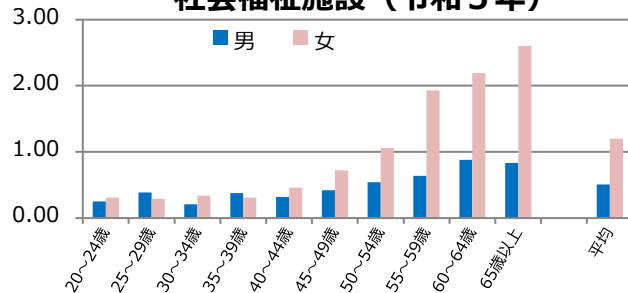
(主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

- 第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送業についてみると、業種によって転倒災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。

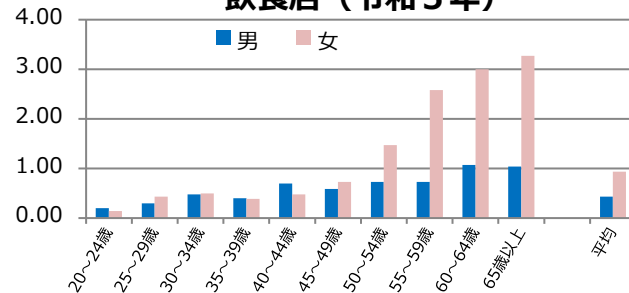
小売業（令和5年）



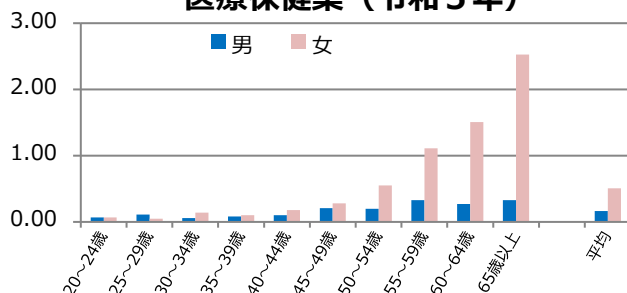
社会福祉施設（令和5年）



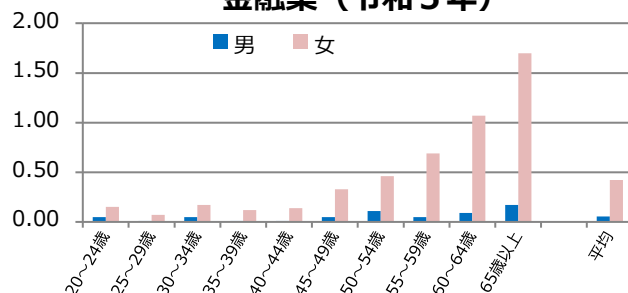
飲食店（令和5年）



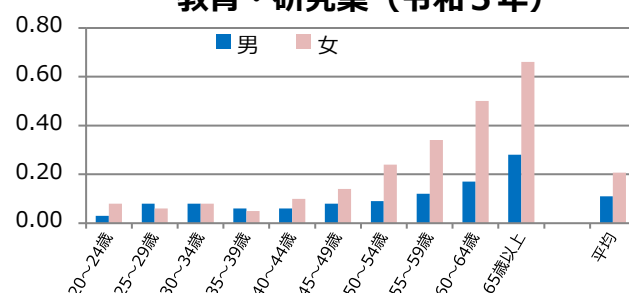
医療保健業（令和5年）



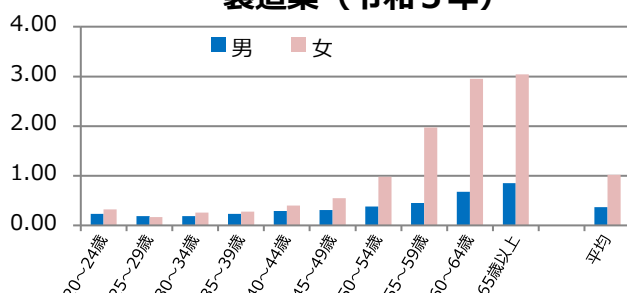
金融業（令和5年）



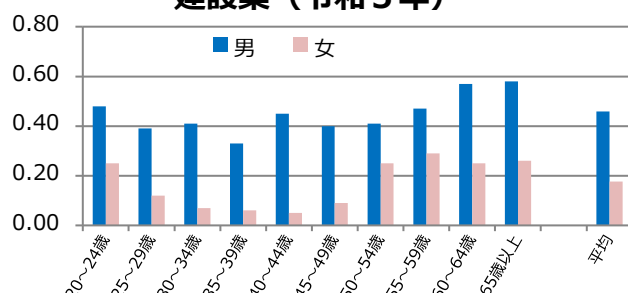
教育・研究業（令和5年）



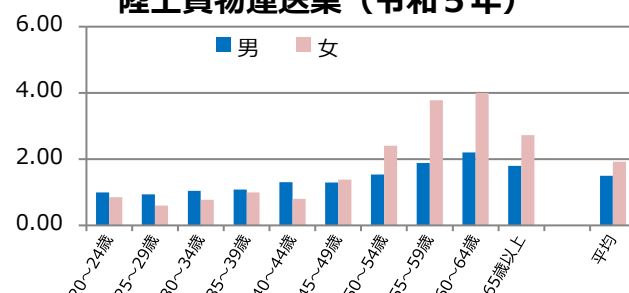
製造業（令和5年）



建設業（令和5年）



陸上貨物運送業（令和5年）



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

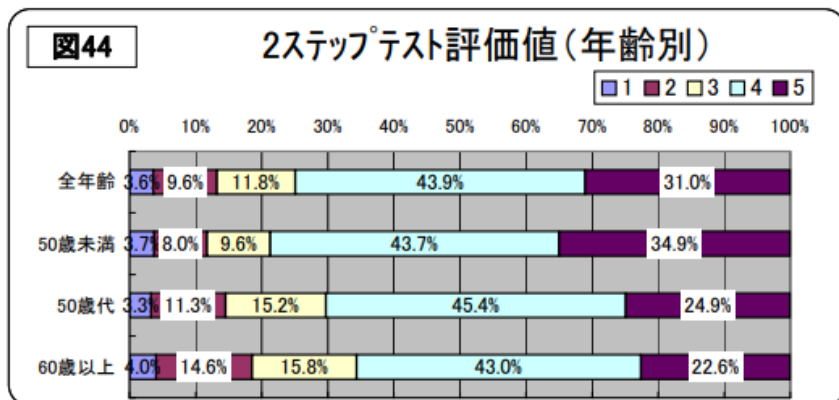
労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

年齢別の身体機能の状況

年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに**評価値が低い者の割合が増加**し、60歳以上になるとそれが顕著となる。ただし、これらは平均であって、**個人によりばらつきが大きい**ことに留意する必要がある。

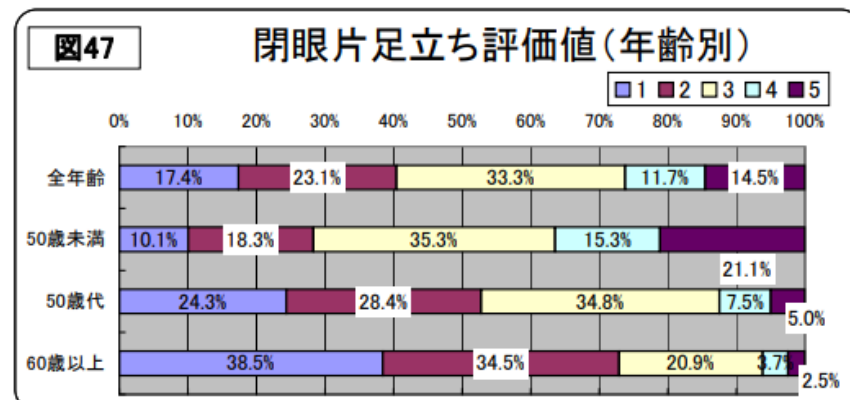
➤ 2ステップテスト

バランスを崩さずに進める最大の2歩幅の測定（歩行能力・下肢筋力）



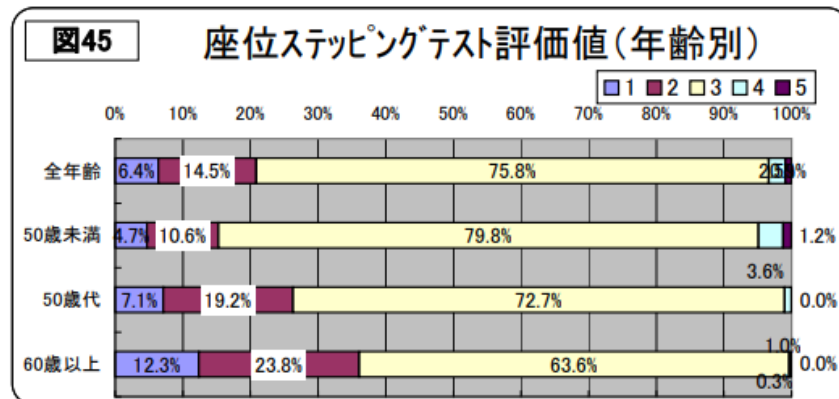
➤ 閉眼片足立ち

目を閉じた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



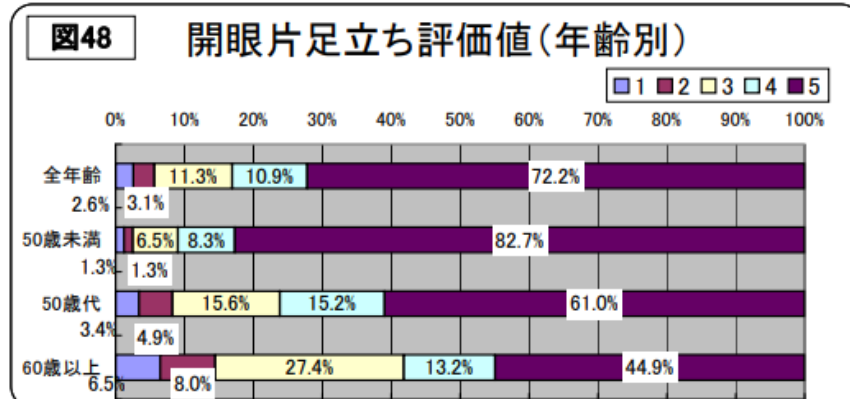
➤ 座位ステップングテスト

一定時間内に座位で足を動かせる回数の測定（下肢の敏捷性）



➤ 開眼片足立ち

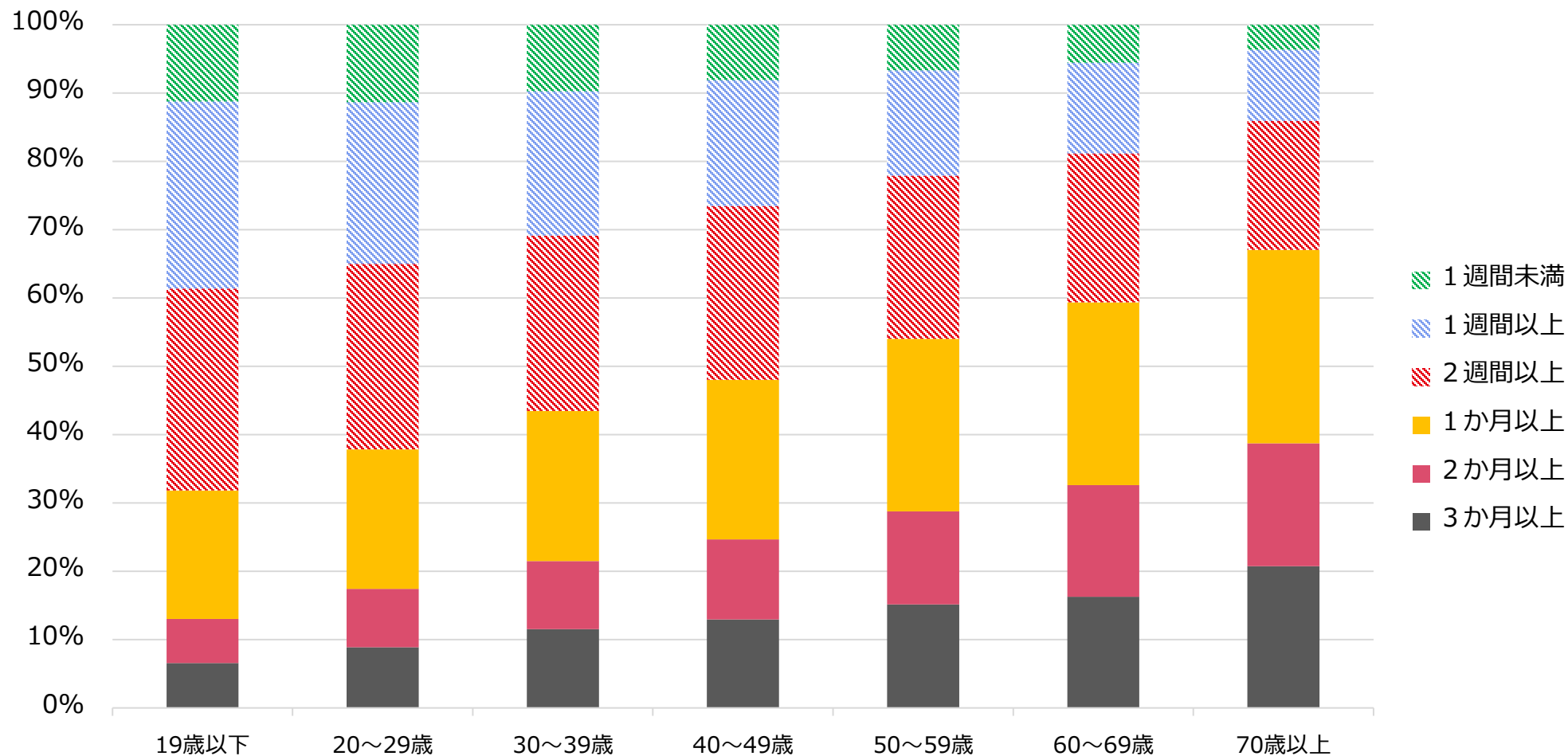
目を開けた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



※ 評価1～2がハイリスク、3～5がローリスク（5が最もリスクが少ない）を示す。

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間（重篤化）する傾向がある。
加齢による身体機能の低下や身体の頑健さの低下が原因と推定される。



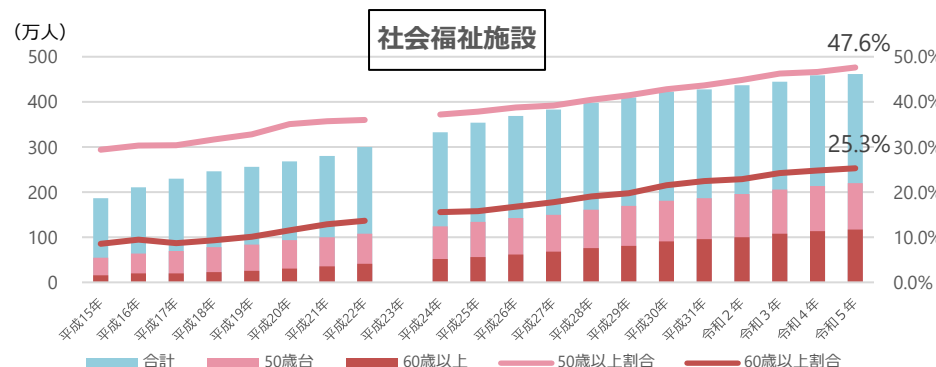
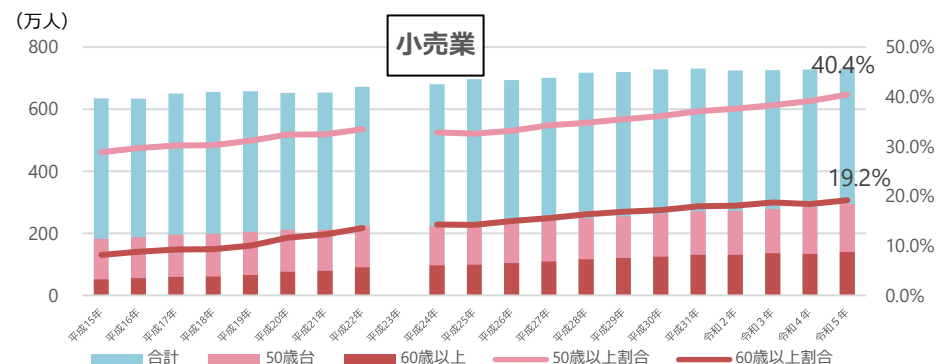
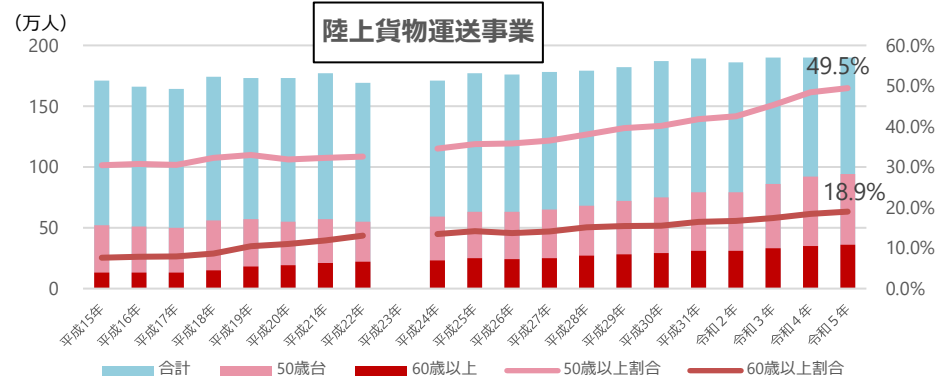
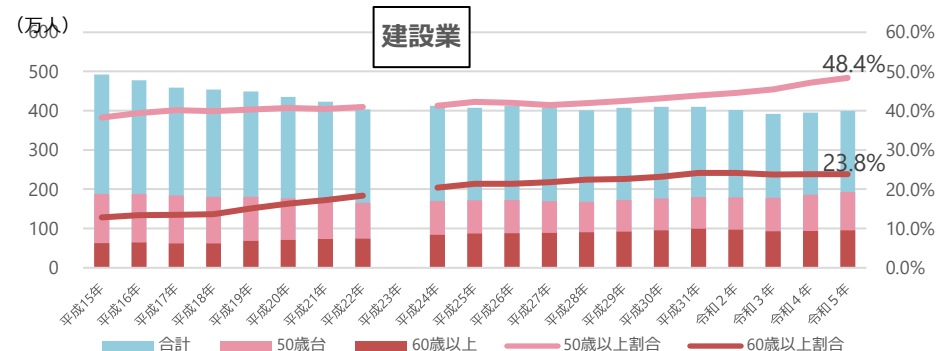
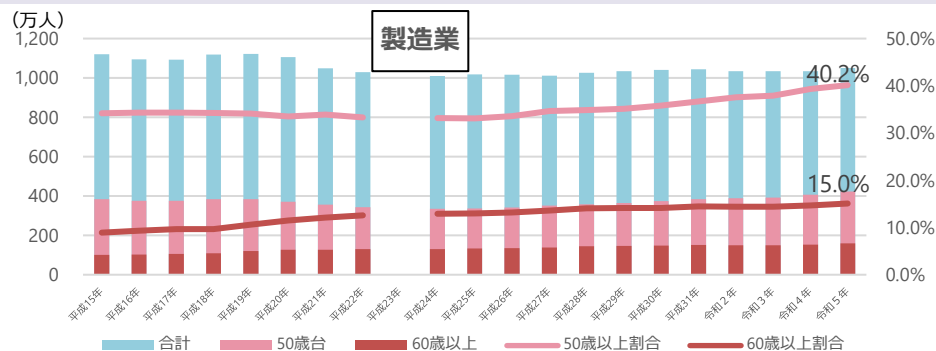
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

産業別、年齢別の労働者割合の年別推移

高齢労働者は、**全ての業種**において、**人数、割合ともに経年で増加**している。このことは、従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高齢労働者が就く場合が増加していることを示す。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

※平成23年は東日本大震災の影響により調査結果の公表なし

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、**転倒**
↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



《労働災害の発生要因》 清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、**何もないところでつまづき、転倒**
↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



《労働災害の発生要因》 身体機能の低下。

被災者情報

性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

<ケース③> 不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、**転落**
↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（**エイジフレンドリーガイドライン**）に基づく**取組が進んでいない**。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。**身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず**、その結果、そのような労働災害の**防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない**状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

高齢労働者の労働災害防止対策の中小企業への支援の概要 (エイジフレンドリー補助金)

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	- 労働保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること - 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること	労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)	
補助対象	- 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している - 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墮落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置(※1)
- ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

(※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施



(ウ) 暑熱環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2) 労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



エイジフレンドリー補助金を受けた事業場に対するアンケート調査結果 業種別、補助対象の措置別、取り組み事業場の60歳以上の労働者の増減

- アンケートに回答した事業者で、最も多かった業種は製造業（48.1%）であり、最も多かった「墜落・転落」または「転倒」にかかる補助金の対象となる措置は、「階段等への手すりの設置」（38.0%）であった。
- 補助金を活用して「墜落・転落」または「転倒」の労働災害防止対策の措置を講じた事業場（以下「取り組み事業場」という。）のうち申請以降、39.9%が60歳以上の労働者が増加し、27.2%が減少したとしている。

アンケート結果概要

1 調査の時期

令和6年10月2日から同年10月15日まで

2 調査対象

令和2年度から令和5年度までの「エイジフレンドリー補助金」を活用し、補助金の対象となる「墜落・転落」または「転倒」にかかる労働災害防止措置を実施し、補助金が交付された事業者（60歳以上の労働者を雇用する中小企業事業者）

3 調査件数及び回答社数

調査件数：524社（発送数：569社（うち、配信不能：39社、調査対象外：6社）
回答社数：216社（対策実施事業場数：228事業場）、回答率：41.2%

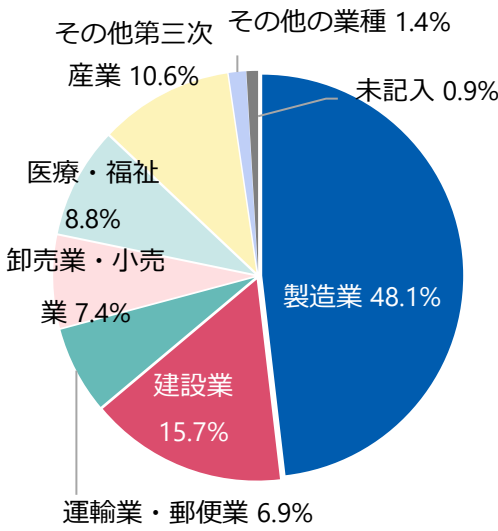
4 調査方法

補助金が交付された事業者宛にメールで、アンケート用紙を送付し、令和6年10月17日までに返信があったものを集計

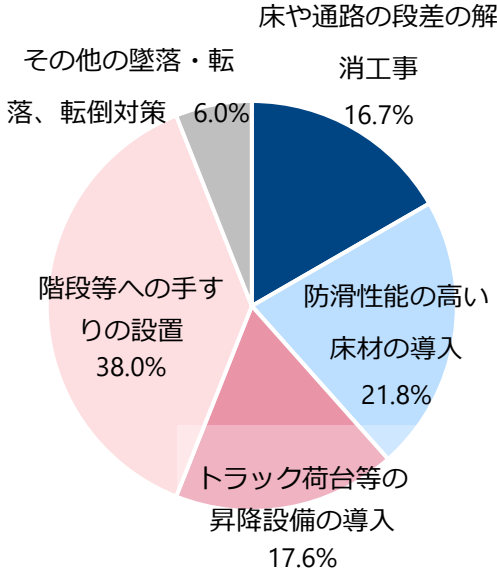
5 アンケートの内容

- ① 事業者の状況（企業全体の労働者数、60歳以上の労働者数、申請年、補助金が交付された労働災害防止措置）
- ② 事業場の状況（主な業種、申請時と現在の60歳以上の労働者数、申請年直近の3年間の労働災害の発生状況（休業4日以上、4日未満）、ヒヤリハット状況、労働災害防止に対する意識）

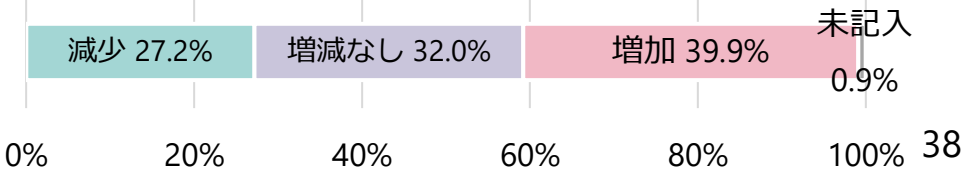
アンケート回答事業者の 業種別割合



アンケート回答事業者の 補助対象の措置別割合



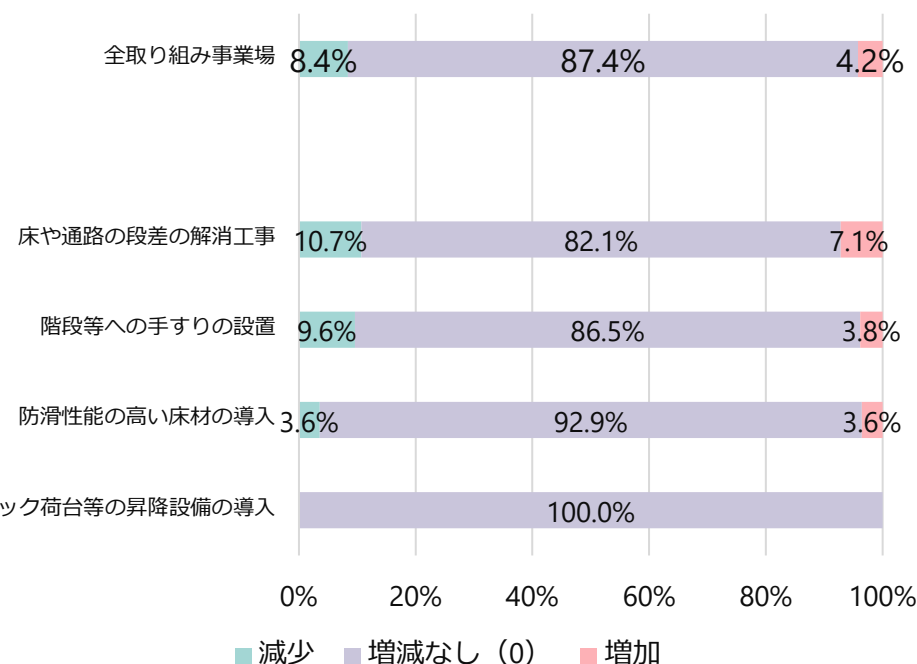
取り組み事業場における申請時から現在 までの60歳以上の労働者の増減状況



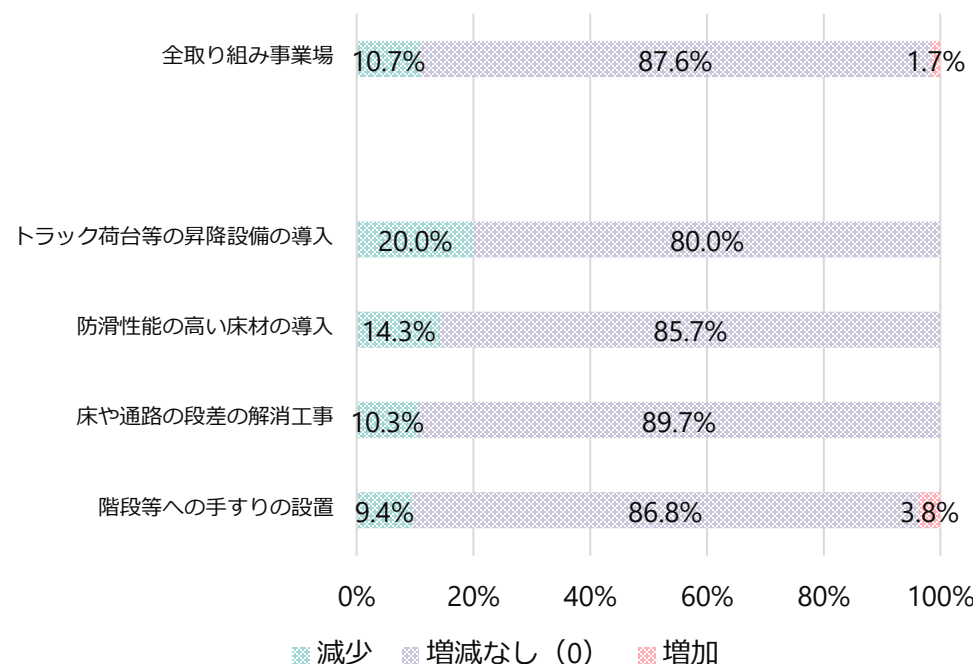
アンケート結果（２）： 申請前後の60歳以上の平均労働災害率の比較

- 補助の申請年以前3年間と、申請年の翌年以降の**60歳以上の平均労働災害発生率を比較**すると、**8.4%の事業場で発生率が減少**した。
- 補助対象となる措置内容別で比較すると、**休業4日以上では、「床や通路の段差の解消工事」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（10.7%）が最も高く、休業4日未満では「トラック荷台等の昇降設備の導入」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（20.0%）が最も高かった。**
- 補助対象後に、（特に休業4日以上）発生率が増加している事業場が一定程度あり、他の要因があったと思われるが、その要因は不明である。

休業4日以上[※]の60歳以上の平均災害率の比較
（主要な補助対象の措置別）



休業4日未満[※]の60歳以上の平均災害率の比較
（主要な補助対象の措置別）



※ 令和5年申請分については、申請年以前と申請翌年が比較できないため対象外としている。

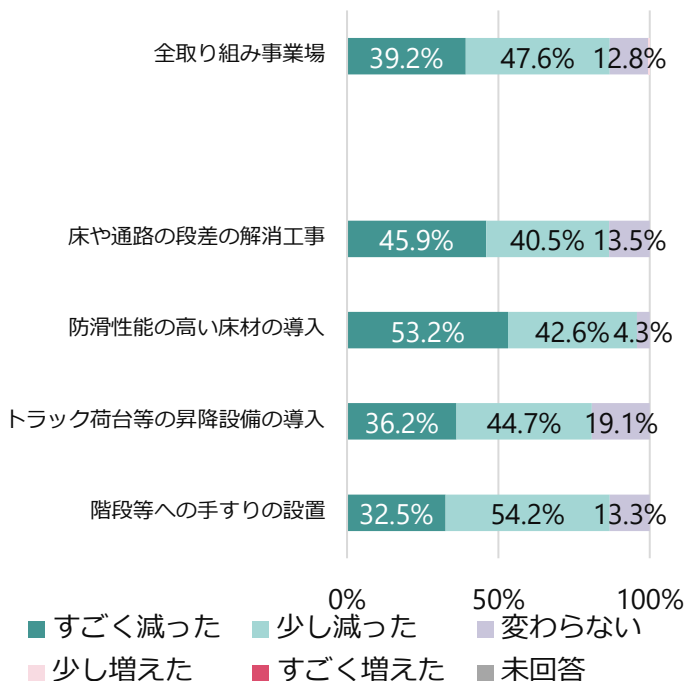
※ 60歳以上の平均労働災害率：申請年とその直近3年間の60歳以上の労働災害の年平均件数÷申請年の60歳以上の労働者数
：申請年翌年から令和5年までの労働災害の年平均件数÷現時点の60歳以上の労働者数

アンケート結果（３）： 申請前後でのヒヤリハット事案の増減、労働災害防止意識の状況

- エイジフレンドリー補助金を活用した後、**86.8%の事業場が、ヒヤリハット事案が減った**と回答し、**94.7%の事業場が、安全衛生担当者の労働災害防止に対する意識が向上し、87.7%の事業場が、労働者の意識が向上した**と回答した。
- 補助対象の措置別では、多少のばらつきが見られる。

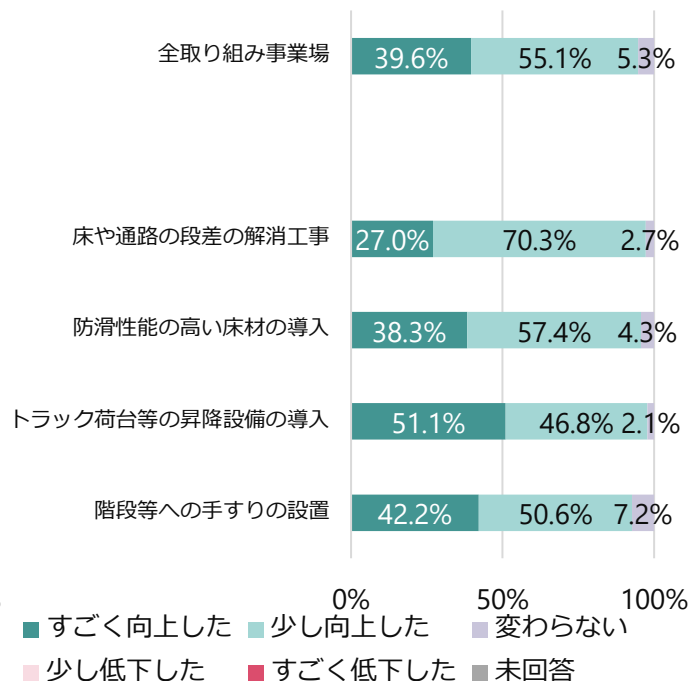
問１ エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、事業場では、**ヒヤリハット事案**（危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった事象のこと）**は減りましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問１）



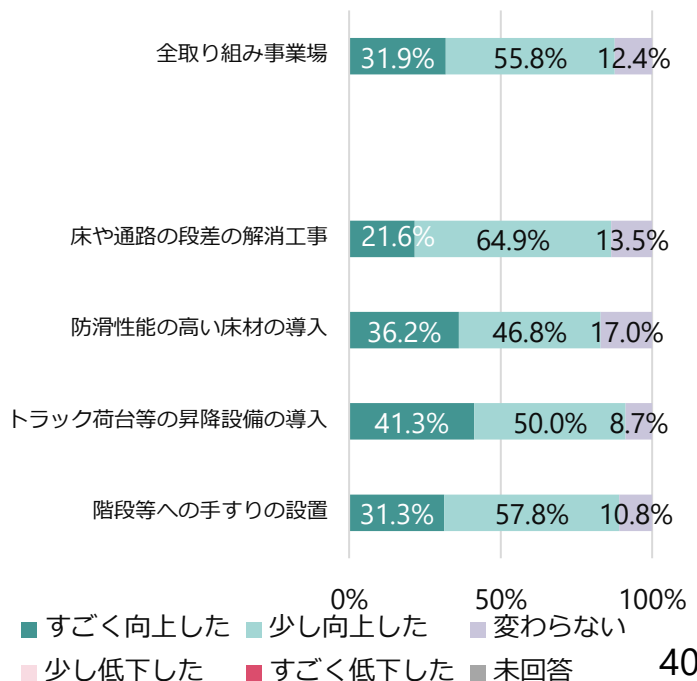
問２ エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の安全衛生担当者**（事業主、管理者等）の労働災害防止に対する意識は**向上しましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問２）



問３ エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の労働者の労働災害防止に対する意識は向上しましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問３）



労働安全衛生法の高年齢労働者関係の規定

労働安全衛生法においては、中高年齢者等の労働災害を防止するため、**労働安全衛生法第62条**において、**心身の条件に応じた適正な配置**を行うことを事業者による努力義務として定めているが、それ以外の措置については触れていない

◎労働安全衛生法（抄）

（中高年齢者等についての配慮）

第六十二条 事業者は、**中高年齢者**その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の**心身の条件に応じて適正な配置**を行うように努めなければならない。

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

論点 高年齢労働者の労働災害防止対策の考え方

- 高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加している。
- 労働安全衛生法第62条では、措置として「中高年齢者」に対する「適正な配置」のみが求められているが、高年齢労働者については、職場環境・作業の改善の取組等を促していくため、措置内容の範囲を広げることが適当ではないか。
- このため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 **（エイジフレンドリーガイドライン）** において求められているような対応※を**企業の努力義務**とした上で、現在のガイドラインについて**法律上の根拠を与えること**でその**適切かつ有効な実施**を図ることが適当ではないか。

※ 例えば、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の措置

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- 体力の状況の把握
事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

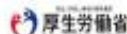
- 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- 高齢労働者、管理監督者等に対する教育
労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

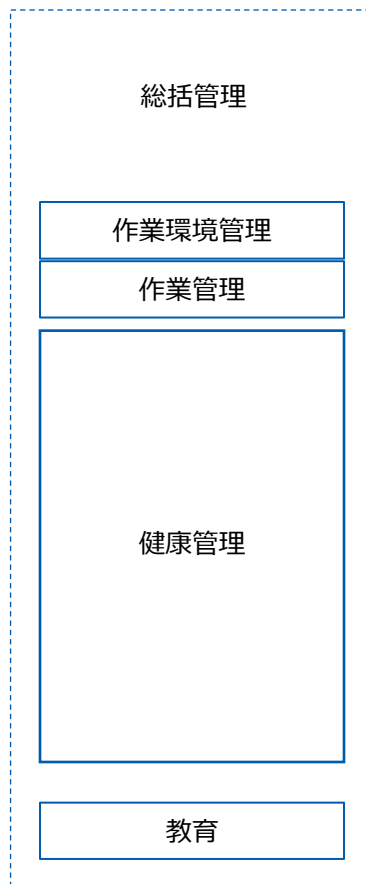
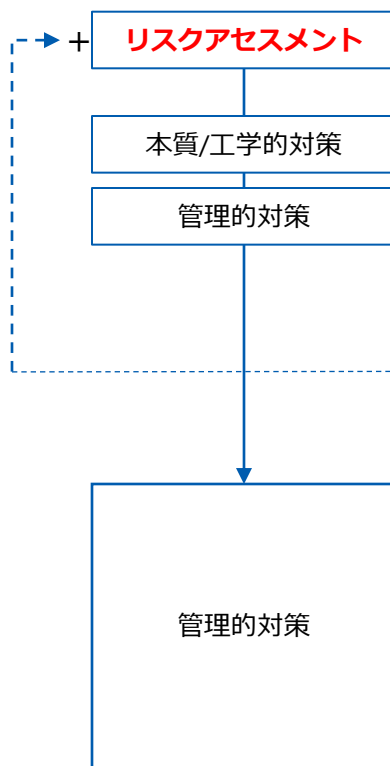
エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)



【ご参考】

令和 7 年労働安全衛生法改正

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

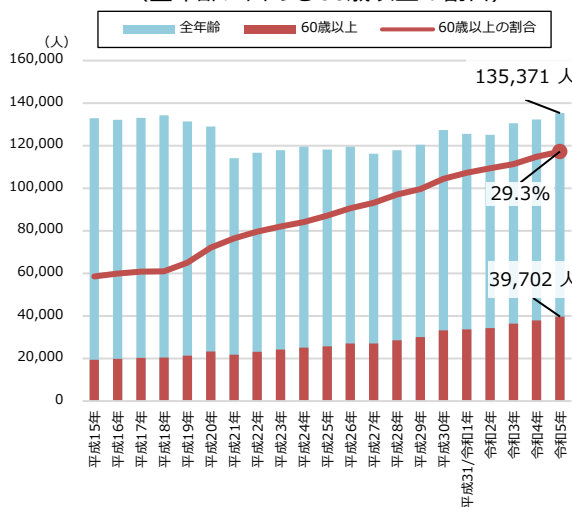
5. 高齢者の労働災害防止の推進

背景

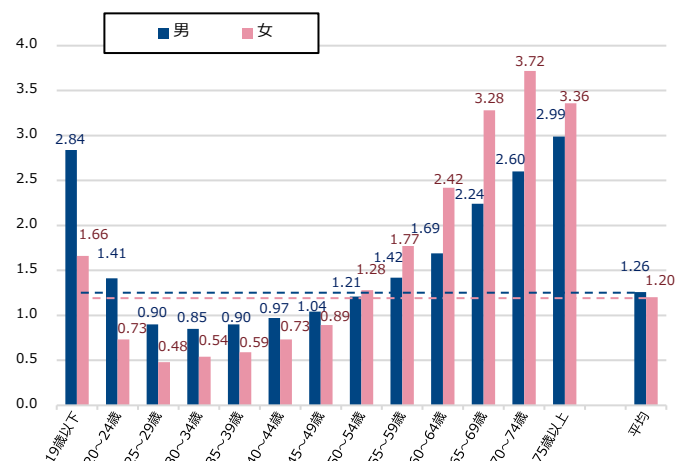
- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

(全年齢に占める60歳以上の割合)

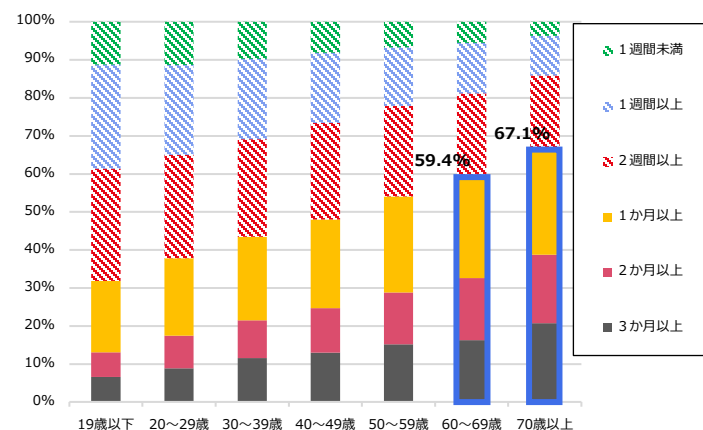


年齢層別 労働災害発生率 (休業4日以上死傷度数率)
(令和5年)



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間 (令和5年)



改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(※)を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

(※) 現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)において、安全衛生管理体制の確立(リスクアセスメントの実施等)、職場環境の改善(ハード・ソフト面の対策)、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めている、これを参考に指針を検討。

令和 7 年度エイジフレンドリー補助金

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「総合対策コース」を新設

- 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメント（専門家によるリスクアセスメントを受ける）と、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費を補助（補助率 4 / 5）

※専門家によるリスクアセスメントを経ない場合は補助率 1 / 2（職場環境改善コース）

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高年齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入・工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による 身体機能のチェック 及び 専門家による運動指導を受ける ために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による 身体機能のチェック 及び 専門家による運動指導を受ける ために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く）		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した コラボヘルス等 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

エイジフレンドリー補助金の対象者（中小企業事業者）

業 種		常時使用する 労働者数 ※ 1	資本金又は 出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。			
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。			

令和 7 年度 総合対策コース

ひと、くらし、みらいのために

総合対策コースの概略

I 総合対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- 高年齢労働者の**具体的な**労働災害防止対策が分からない。
- リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- 高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

- (ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける
- (イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- (ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- (ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- (ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

補助の流れ

総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



- ※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続きがあります）。
- ※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

- 厚生労働省ウェブサイト及び補助事業者ウェブサイトをご確認ください



高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントについて

8 危険性又は有害性の特定

【指針】

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1)の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。

- リスクアセスメントの基本は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日）
- 加齢によるリスクを、付加的影響として考慮

【施行通達】

8 危険性又は有害性の特定について

- (1) 指針の8は、危険性又は有害性の特定の方法について規定したものであること。
- (2) 指針の8(1)の作業の洗い出しは、作業標準、作業手順等を活用し、危険性又は有害性を特定するために必要な単位で実施するものであること。
なお、作業標準がない場合には、当該作業の手順を書き出した上で、それぞれの段階ごとに危険性又は有害性を特定すること。
- (3) 指針の8(1)の「危険性又は有害性の分類」には、別添3の例のほか、ISO、JISやGHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）で定められた分類があること。各事業者が設備、作業等に応じて定めた独自の分類がある場合には、それを用いることも差し支えないものであること。
- (4) 指針の8(2)は、労働者の疲労等により、負傷又は疾病が発生する可能性やその重篤度が高まることを踏まえて、危険性又は有害性の特定を行う必要がある旨を規定したものであること。したがって、指針の9のリスク見積りににおいても、これら疲労等による可能性の度合と重篤度の付加を考慮する必要があるものであること。
- (5) 指針の8(2)の「疲労等」には、単調作業の連続による集中力の欠如や、深夜労働による居眠り等が含まれること。

高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントについて

- 高年齢労働者に関する危険性・有害性の特定については、（現時点では）「エイジアクション100」が参考となる

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)（抜粋）

第2 事業者求められる事項

1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 経営トップによる方針表明及び体制整備
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（以下「リスクアセスメント」という。）すること。

その際、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号）に基づく手法で取り組むよう努めるものとする。

リスクアセスメントの結果を踏まえ、以下の2から5までに示す事項を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決めること。その際、年間推進計画を策定し、当該計画に沿って取組を実施し、当該計画を一定期間で評価し、必要な改善を行うことが望ましいこと。

これらの事項を実施するに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・ 小売業、飲食店、社会福祉施設等のサービス業等の事業場で、リスクアセスメントが定着していない場合には、同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り、負担の大きい作業、危険な場所、作業フローの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法があること。
- ・ 高年齢労働者の安全と健康の確保のための職場改善ツールである「エイジアクション100」のチェックリスト（別添1）を活用することも有効であること。

エイジアクション100

エイジアクション100 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

別添1

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」）	結 果 優先度
1 高年齢労働者の戦力としての活用		
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。	
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理		
（1）基本方針の表明		
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。	
（2）高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等		
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策		
（1）転倒防止		
① つまずき、踏み外し、滑りの防止措置		
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。	
7	床面の水たまり、水、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。	
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ(照度)を確保している。	
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。	
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。	
② 安全な作業靴の着用		
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を着用させている。	
③ 歩行時の禁止事項		
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。	
④ 危険マップ等の作成・周知		
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。	
（2）墜落・転落防止		
① 高所作業の回避		
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。	
② 作業床・手すり等の設置		
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。	
③ 保護具の使用		
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット(「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。)を着用させた上で、安全帯を使用させている。	

標準的な高齢労働者リスクアセスメントのフォーマット

厚生労働省ウェブサイト（エイジフレンドリー補助金）一番下

その他の関係資料

※ 以下の書類は必要な場合に、ダウンロードして使用してください。

 [様式6（承認申請書）](#) [【26KB】](#) 

 [様式2－1（取得財産等管理台帳）](#) [【25KB】](#) 

実施要領

 [実施要領（令和7年2月20日改正）](#) [【PDF形式】](#) [【187KB】](#) 

交付規程

 [交付規程（本文）](#) [【PDF形式】](#) [【93KB】](#) 

参考

 [「【総合対策コース関係】「エイジアクション100」チェックリストを活用したリスクアセスメントの進め方」](#)
[【135KB】](#) 

[間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について](#)



細部事項（Q&Aから）①

3 総合対策コース

問17 「エイジフレンドリー総合対策コース」では、どのような補助が受けられますか。どのように申請すれば良いですか。

答17 ①事業場に専門家を招き、高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントを受けるための経費と、②①によって専門家により優先度が高いと判断された職場環境改善の取組にかかる経費を補助します（①②ともに補助率は4／5）。

申請・補助の流れとしては、まず、①について補助金交付申請をしていただき、交付決定を受けて実施（専門家を招いてリスクアセスメントを受ける）し、優先度の高い労働災害防止対策についての判断を受けます。その後、①の専門家によるリスクアセスメント実施結果を添付して改めて②に関する補助金の交付申請をしていただき、交付決定を受けて実施（機器等の導入、工事の施工）します。

①②の両方が終わったら、かかった経費についての補助金の支払いを請求してください。

問20 「総合対策コース」では「専門家」によるリスクアセスメントを受ける場合に補助金が交付されるということですが、「専門家」とはどのような者ですか。

答20 「エイジフレンドリー総合対策コース」では、次の者を専門家として取り扱います。

- ・ 労働安全コンサルタント
- ・ 労働衛生コンサルタント

問21 専門家によるリスクアセスメントについて、リスクアセスメントには様々な手法がありますが、どのような手法によるものが補助の対象となりますか。

答21 専門家が実施するリスクアセスメントであること以外に、補助の要件はありません。ただし、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に示されているように、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクに係るリスクアセスメントが的確に行われる必要があります。このためには、「エイジアクション100」を基にリスクの洗い出しを行った上で、挙げられた個々のリスクについて、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく手法による詳細なアセスメントが行われることが有効と考えられます。このフォーマットは、厚生労働省ウェブサイトで公開しています。

細部事項（Q&Aから）②

問22 専門家が、優先順位が高いと判断した労働災害防止の取組については、あらゆる取組が補助の対象となるのですか。

答22 あらゆる取組が補助対象となるものではありません。「職場環境改善コース」で補助対象となっている「転倒・墜落災害防止対策」「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」の取組が補助対象となります。

※法令上の義務事項や、管理的対策については基本的に対象外

※熱中症対策については対象外

問23 リスクアセスメント結果で優先度が高いとされた職場環境改善の取組にはすべて補助金が支払われますか。

答23 「エイジフレンドリー総合対策コース」による補助金は、専門家によるリスクアセスメントを受ける経費及びその結果優先度が高いと判断された職場環境改善の取組にかかる経費の、4／5、最大100万円補助金を交付します（機器の購入や設備工事ごとに支給するものではありません。）。

【例】

・専門家によるリスクアセスメントを受ける経費：20万円

・優先度が高いと判断された取組として①段差の解消：20万円、②床の改修：50万円、③リフトの導入：80万円

→総額170万円、その4／5は136万円、補助金は100万円

II 職場環境改善コース

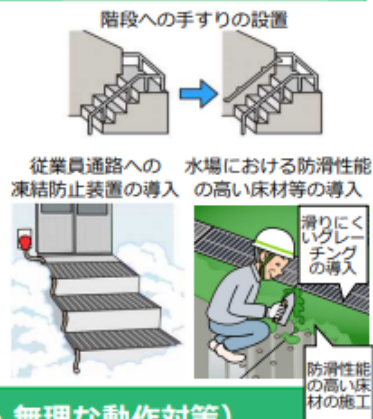
【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

● **具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります** ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



(ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

基本事項（Q&Aから）①

問2 申請、請求での注意点はありますか。

答2

＜補助金交付のルールについて＞

この補助金の交付を受けるためには、申請後、交付決定された後に、決定に従って取組を実施（機器の購入、設備等の工事や専門家による指導を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に購入や発注をしていた場合（支払い請求の審査時に、業者への発注書等の日付により確認します）は、補助金を支払うことはできませんので、十分注意してください。

また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金を支払うことができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金を支払い、期限までに事務局に実施報告と補助金の支払い請求を行ってください。

＜業者への支払いなどについて＞

ローンによる支払いや、手形、小切手による支払いは補助金の支給対象外です。

消費税、振込手数料は、補助金の対象にはなりません。

＜申請書の提出について＞

申請書類は郵送または宅配便で事務局へ送付ください。電子メールによる申請の受付はしておりません。

書類の提出日については、原則として消印で確認いたします。料金別納や料金後納による郵便の場合は、書類を封入した封筒に消印がありませんので到着日で判断いたします（宅配便の場合は発送伝票で受付日がわかる方法でご利用ください。）。この場合、提出期間終了後の到着となった際は受付できないことがありますのでご注意ください。

問3 交付決定されたが、請求時に支払われなかった事例はありますか。

答3 交付決定されても、必ず補助金が支払われるものではありません。交付決定後に決定内容のとおり補助対象となる取組を実施していない場合は、補助金をお支払いできません。

過去には、交付決定された取組内容と請求時に報告いただいた実際の取組内容が違うため支払いができない事例がありました。

また、補助金の交付決定や支払決定は申請書や実施報告書の資料の内容を審査して行います。資料に不備やルールに沿わない記述等がある場合には補助金を支払うことができませんので、提出前に資料に不備がないか十分に確認してください。

【過去に資料に不備等があり支払いできなかった事例】

- ・実施報告書に添付いただく業者への発注書等の日付が空欄となっていた、発注書等の日付が交付決定日前になっていた 等
- ・実施報告書（添付資料含む）では、交付決定された実施計画のとおり取組が実施されたかが判断できなかった 等

※ 交付決定された実施計画のとおり取組が実施されていたか判断できない場合は追加資料の提出をお願いすることがあります。

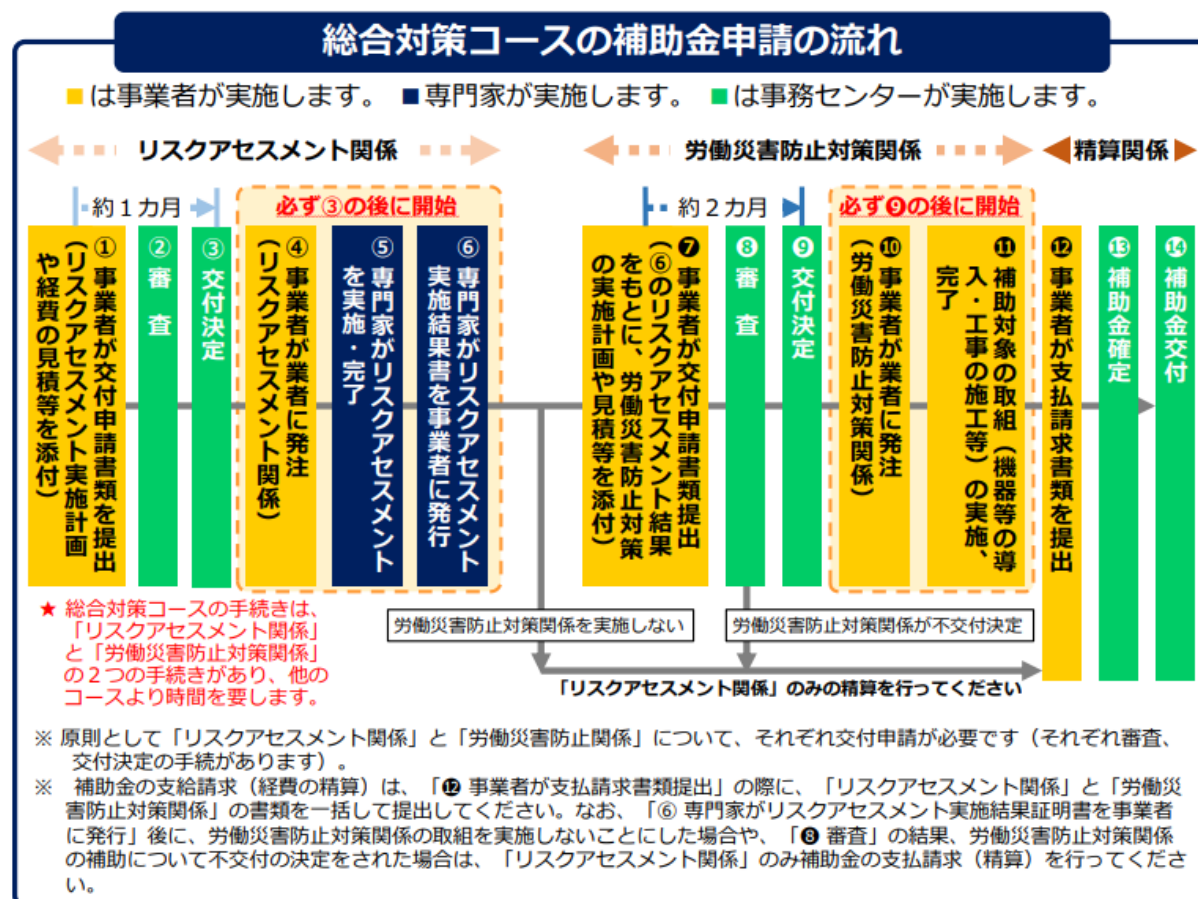
基本事項（Q&Aから）②

問14 申請書は、機器の販売業者、工事の施工業者や運動指導を実施する業者が代わりに作成して提出しても良いですか。

答14 申請書の提出は、事業者（補助金を受ける労働者の雇用主）が行ってください。申請内容について不明な点等がある場合、事務局からの問い合わせは事業者（補助金を受ける労働者の雇用主）あてに行います。

補助金申請受付期間 令和7年5月12日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

補助対象となる取組

- 
- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- 
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- 
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

ご清聴ありがとうございました